

# 鳥取県人事行政の運営等の状況

平成23年10月

鳥取県総務部行財政改革局人事企画課

# 目 次

## 第1 人事行政の運営の状況

### 1 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況	1
(2) 職員の異動の状況	1
(3) 職員の退職の状況	1
(4) 部門別の職員数の状況	1
(5) 部門別の職員数の増減の状況及び当該増減の主な理由	2
(6) 定数削減の状況	3
(7) 職員数の推移	3
(8) 職級別の職員数の状況	3
(9) 年齢別職員構成の状況	4
(10) 障がい者の雇用の状況	4
(11) 退職者の再就職の状況	5

### 2 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況

(1) 給与制度の見直しについて	5
(2) 人件費の状況	6
(3) 職員給与費の状況	6
(4) 給与改定の状況	6
(5) 一般行政職給料表の状況	7
(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	7
(7) 職員の初任給の状況	8
(8) 職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額の状況	9
(9) 一般行政職の給料月額の国との比較（ラスパイレス指数）の状況	9
(10) 職員の給与の削減のための特例措置の状況	9
(11) 一般行政職の級別の職員数の状況	10
(12) 昇給への勤務成績の反映状況	11
(13) 職員手当の状況	11
(14) 特別職の報酬等の状況	22
(15) 企業局（電気事業、工業水道事業及び埋立事業）の状況	22
(16) 病院事業（中央病院及び厚生病院）の状況	25

### 3 職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間	28
(2) 職員の年次有給休暇の取得状況	29
(3) 職員の時間外勤務及び休日勤務の状況	29
(4) 特別休暇の状況	29
(5) 自己啓発等休業の状況	30
(6) 修学部分休業の状況	30
(7) 育児休業の状況	30
(8) 育児短時間勤務の状況	30
(9) 旅費の制度の概要	30

### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限の件数	31
(2) 職員の懲戒等の件数	31

### 5 職員の営利企業等の従事の許可その他のサービスの状況

(1) 営利企業等の従事許可の件数	31
(2) 職務上の秘密に属する事項の発表の許可の件数	31

### 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修に関する計画の概要及び実施状況	32
(2) 職員の勤務成績の評定に関する制度の概要	32

<b>7 職員の健康管理に関する福祉の状況</b>	
(1) 安全衛生管理体制	33
(2) 職員のための福利厚生活動事業	33
(3) 職員の健康診断の状況	33
<b>8 職員の勤務条件に関する措置の要求に係る職員の利益の保護の状況</b>	33

## 第2 鳥取県人事委員会の業務の状況

<b>1 職員の競争試験及び選考の状況</b>	
(1) 職員の競争試験の状況	34
(2) 職員の選考の状況	35
<b>2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況</b>	35
<b>3 勤務条件に関する措置の要求の状況</b>	37
<b>4 不利益処分に関する不服申立ての状況</b>	37

# 第1 人事行政の運営の状況

## 1 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況

### (1) 職員の採用の状況（平成22年度）

職員の採用は、競争試験及び選考により行われています。

区 分	平成22年度					平成21年度						
	競争試験	うち 女性数	選 考	うち 女性数	うち再任 用職員等	計	競争試験	うち 女性数	選 考	うち 女性数	うち再任 用職員等	計
一般行政職員	77人	30人	163人	104人	26人	240人	61人	27人	187人	117人	29人	248人
教 員	—	—	106人	52人	21人	106人	—	—	105人	49人	7人	105人
警 察 官	83人	5人	10人	—	—	93人	59人	7人	17人	—	—	76人
計	160人	35人	279人	156人	47人	439人	120人	34人	309人	166人	36人	429人

- (注) 1 職員数は、臨時的任用職員及び非常勤職員を除いた数です（以下同じ。）。  
 2 一般行政職員は、教員及び警察官を除いた職員です（以下同じ。）。  
 3 教員は、県が給与の一部を負担することとされている市町村の学校の教員を含みます（以下同じ。）。  
 4 再任用職員等には、再任用職員、任期付職員及び国等との人事交流により採用又は復帰する職員を含みます。

### (2) 職員の異動の状況（平成22年度）

職員の異動は、4月1日の定期異動のほか、年度中途であっても業務量の増減等、必要に応じて行っています。  
 平成22年度は、一般行政職員のおおむね3人に1人が異動したことになります。

区 分	平成22年度		平成21年度		
	異動者数	うち 女性数	異動者数	うち 女性数	
一般行政職員	部 長 級	8人	2人	7人	—
	次 長 級	49人	2人	36人	2人
	課 長 級	237人	25人	175人	17人
	課長補佐級	304人	43人	284人	49人
	係 長 級	391人	139人	395人	141人
	一般職員等	526人	195人	629人	217人
計	1,515人	406人	1,526人	426人	
教 員	校 長	58人	9人	77人	17人
	教 頭	95人	15人	90人	23人
	教 諭	641人	321人	708人	370人
	助教諭等	5人	1人	4人	1人
	計	799人	346人	879人	411人
警 察 官	警 視	54人	—	49人	—
	警 部	105人	—	93人	—
	警 部 補	121人	5人	106人	2人
	巡 査 部 長	135人	13人	115人	14人
	巡 査 等	196人	12人	140人	13人
	計	611人	30人	503人	29人

### (3) 職員の退職の状況（平成22年度）

区 分	平成22年度				平成21年度			
	一般行政 職 員	教 員	警察官	計	一般行政 職 員	教 員	警察官	計
定年退職	75人	62人	—	137人	76人	48人	30人	154人
勸奨退職	5人	2人	43人	50人	4人	2人	7人	13人
早期退職	33人	32人	7人	72人	37人	31人	7人	75人
普通退職	65人	20人	11人	96人	70人	27人	14人	111人
分限免職	2人	—	—	2人	1人	1人	—	2人
懲戒免職	3人	—	—	3人	2人	1人	1人	4人
失 職	—	—	—	—	—	—	—	—
死亡退職	3人	3人	3人	9人	4人	3人	—	7人
計	186人	119人	64人	369人	194人	113人	59人	366人

(注) 早期退職とは、勤続20年以上で45歳以上の職員が7月末までの申出によりその年度末に退職すること（定年退職を除く。）を、普通退職とは自己の都合により退職することをいいます。

### (4) 部門別の職員数の状況（平成23年4月1日現在）

鳥取県の職員数は、鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）、鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）及び鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）で上限を定めています。

これら職員の配置については、組織体制の見直しと併せて、効率的・機能的に業務ができるよう見直しを行っています。

区 分	職 員 数					
	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	
部 門						
一般行政部門	議 会	25人( 1)	24人( △1)	25人( 1)	23人( △2)	23人( 0)
	総 務	620人( 8)	629人( 9)	613人( △16)	599人( △14)	621人( 22)
	税 務	107人( △7)	105人( △2)	107人( 2)	103人( △4)	101人( △2)
	民 生	481人( 10)	456人( △25)	445人( △11)	444人( △1)	443人( △1)
	計					

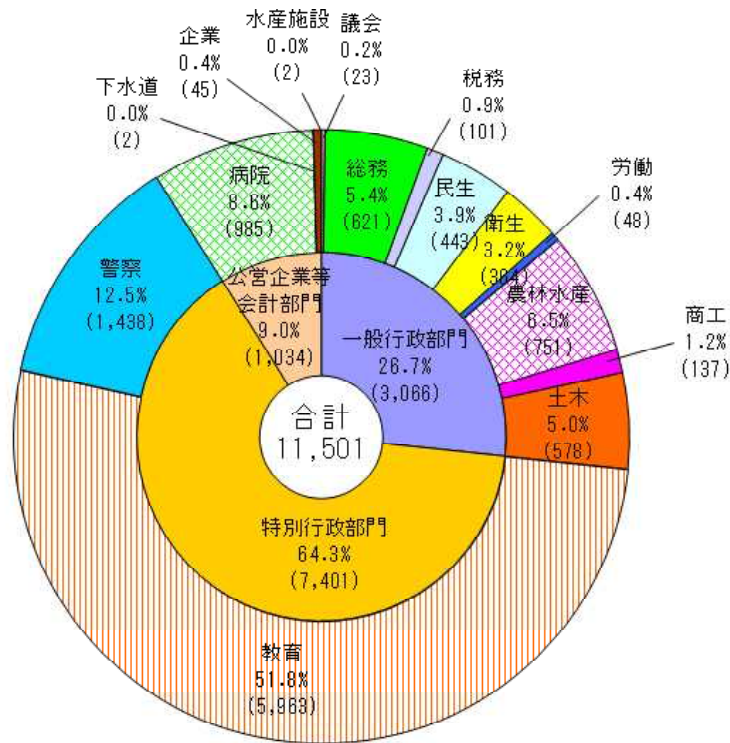
	衛生	380人( 1)	368人(△12)	369人( 1)	362人(△7)	364人( 2)
	労働	52人(△6)	48人(△4)	50人( 2)	48人(△2)	48人( 0)
	農林水産	816人(△27)	774人(△42)	759人(△15)	757人(△2)	751人(△6)
	商工	114人(△56)	132人( 18)	131人(△1)	142人( 11)	137人(△5)
	土木	628人(△24)	608人(△20)	592人(△16)	580人(△12)	578人(△2)
	計	3,223人(△100)	3,144人(△79)	3,091人(△53)	3,058人(△33)	3,066人( 8)
特別行政部門	教育	6,238人(△81)	6,118人(△120)	6,051人(△67)	6,000人(△51)	5,963人(△37)
	警察	1,413人(△10)	1,416人( 3)	1,425人( 9)	1,422人(△3)	1,438人( 16)
	計	7,651人(△91)	7,534人(△117)	7,476人(△58)	7,422人(△54)	7,401人(△21)
普通会計計		10,874人(△191)	10,678人(△196)	10,567人(△111)	10,480人(△87)	10,467人(△13)
公営企業等 会計部門	病院	794人( 27)	832人( 38)	892人( 60)	954人( 62)	985人( 31)
	下水道	2人(△2)	2人( 0)	2人( 0)	2人( 0)	2人( 0)
	企業	54人(△9)	54人( 0)	51人(△3)	47人(△4)	45人(△2)
	水産施設	5人( 0)	5人( 0)	2人(△3)	2人( 0)	2人( 0)
	計	855人( 16)	893人( 38)	947人( 54)	1,005人( 58)	1,034人( 29)
合計 [条例定数]		11,729人(△175) [12,372人]	11,571人(△158) [12,234人]	11,514人(△57) [12,090人]	11,485人(△29) [12,012人]	11,501人( 16) [12,012人]

(注) 1 ( )は、前年との比較

2 職員数には、鳥取県職員の身分を有する派遣職員等を含みます。(総務省「地方公共団体定員管理調査」の区分等に準拠)

3 平成14年度から平成19年度までの間は、「雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例(平成14年鳥取県条例第4号)」により、地方機関、教育現場等のこれまで対応が十分にできなかった課題等を抱えている部署に職員を増員して配置してきました。

### 平成23年 部門別職員割合



#### (5) 部門別の職員数の増減の状況及び当該増減の主な理由 (平成23年4月1日現在)

部門別の職員数の主な増減理由は、次のとおりです。

部門	増減	主な増減理由	
一般行政部門	議会	0	
	総務	22	奉迎業務の増、新生公立大学発足業務の増、現業業務の見直しによる減等
	税金	△2	育児休業予定職員の見直しによる減等
	民生	△1	福祉事務所設置町村支援業務の増、町村福祉事務所設置による業務の減等
	衛生	2	ツキノワグマ対策業務の増等
	労働	0	
	農林水産	△6	全国豊かな海づくり大会開催業務の増、現業業務の見直しによる減等
	商工	△5	まんが王国とつとりの推進業務の増、公益法人等への派遣職員の見直しによる減等
土木	△2	境港機能強化・利用促進業務の増、現業業務の見直しによる減等	
計	8		
特別行政部門	教育	△37	学級減による教職員定数の減等
	警察	16	警察官の欠員補充による増
計	△21		
普通会計計	△13		

公会	病院	31	診療機能及び看護体制等の強化充実による看護師等の増	
営計	下水道	0		
企部	企業	△2		工業用水道管理体制の見直しによる減
業門	水産施設	0		
等	計	29		
合	計	16		

### (6) 定数削減の状況

鳥取県では、これまで行ってきた行財政改革の実情とこれからの方向性を明らかにした鳥取県版「集中改革プラン（定数削減・給与構造改革編）」を平成20年10月に策定し、定数削減に取り組んできました。

ア 平成19年4月1日から平成23年4月1日までににおける定数削減計画

平成19年4月1日 職員数	平成23年4月1日 職員数	増減数	増減率
9,990人	9,490人	△500人	△5.0%

(注) 職員数は、警察・病院局を除く予算定数です（イにおいて同じ。）。

イ 定数削減の年次別削減状況（実績）の概要（各年4月1日現在）

区 分		19年	20年 (1年目)	21年 (2年目)	22年 (3年目)	23年 (4年目)	20年～23年 計	(参考) 数値目標
一般行政部門	職員数	3,515人	3,418人	3,360人	3,330人	3,310人	－	3,315人
	増減	－	△97人	△58人	△30人	△20人	△205人(102.5%)	△200人
学校職員	職員数	6,475人	6,403人	6,296人	6,201人	6,173人	－	6,175人
	増減	－	△72人	△107人	△95人	△28人	△302人(100.7%)	△300人
計	職員数	9,990人	9,821人	9,656人	9,531人	9,483人	－	9,490人
	増減	－	△169人	△165人	△125人	△48人	△507人(101.4%)	△500人

(注) 1 「一般行政部門」には、知事部局の他、行政委員会、企業局等を含みます。

2 ( ) 内の数値は、定数削減の見直しに対する進捗率を示しています。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の定数増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの定数増減数の累計を示しています。

### (7) 職員数の推移

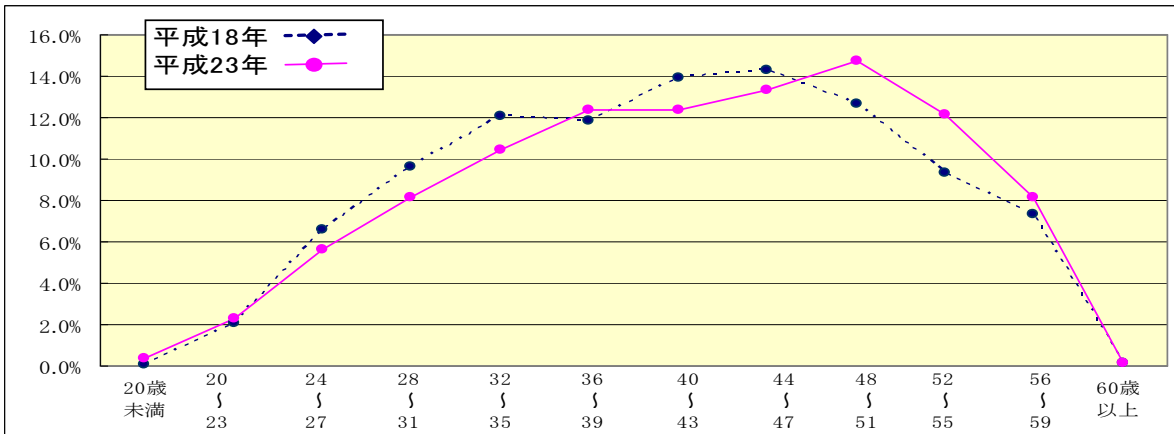
部門別	年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		3,323人	3,223人	3,144人	3,091人	3,058人	3,066人	△257人(△7.7%)
教 育		6,319人	6,238人	6,118人	6,051人	6,000人	5,963人	△356人(△5.6%)
警 察		1,423人	1,413人	1,416人	1,425人	1,422人	1,438人	15人(1.1%)
普通会計		11,065人	10,874人	10,678人	10,567人	10,480人	10,467人	△598人(△5.4%)
公営企業等会計		839人	855人	893人	947人	1,005人	1,034人	195人(23.2%)
総合計		11,904人	11,729人	11,571人	11,514人	11,485人	11,501人	△403人(△3.4%)

### (8) 職級別の職員数の状況（平成23年4月1日現在）

職場における男女共同参画の推進を図るため、女性職員の管理職への登用や職域の拡大を積極的に行っています。

区 分	平成23年4月1日現在			平成22年4月1日現在			
	職員数 A	うち女性数 B	割合 B/A	職員数 A	うち女性数 B	割合 B/A	
一般行政職員	部長級	18人	2人	11.1%	15人	1人	6.7%
	次長級	69人	8人	11.6%	74人	6人	8.1%
	課長級	437人	50人	11.4%	432人	52人	12.0%
	課長補佐級	813人	164人	20.2%	765人	156人	20.4%
	係長級	1,114人	397人	35.6%	1,071人	373人	34.8%
	一般職員等	2,620人	1,386人	52.9%	2,729人	1,383人	50.7%
計	5,071人	2,007人	39.6%	5,086人	1,971人	38.8%	
教 員	校長	231人	40人	17.3%	231人	48人	20.8%
	教頭	271人	68人	25.1%	272人	63人	23.2%
	教諭	4,606人	2,374人	51.5%	4,608人	2,361人	51.2%
	助教諭等	105人	28人	26.7%	87人	20人	23.0%
	計	5,213人	2,510人	48.1%	5,198人	2,492人	47.9%
警 察 官	警視	63人	－	－	62人	－	－
	警部	124人	－	－	126人	－	－
	警部補	305人	7人	2.3%	308人	4人	1.3%
	巡査部長	317人	22人	6.9%	314人	21人	6.7%
	巡査等	408人	35人	8.6%	391人	32人	8.2%
	計	1,217人	64人	5.3%	1,201人	57人	4.7%
合 計	11,501人	4,581人	39.8%	11,485人	4,520人	39.4%	

(9) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
平成23年	40人	261人	651人	939人	1,197人	1,419人	1,424人	1,532人	1,699人	1,393人	933人	13人	11,501人
平成18年(5年前)	11人	244人	788人	1,148人	1,440人	1,407人	1,659人	1,699人	1,506人	1,107人	876人	19人	11,904人

(10) 障がい者の雇用の状況（平成23年6月1日現在）

区分	平成23年				平成22年			
	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数 実数	障がい者 雇用率	法定 雇用率	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数 実数	障がい者 雇用率	法定 雇用率
知事部局等	3,219.5人	75.0人	2.33%	2.1%	3,492人	92.0人	2.63%	2.1%
身体障がい								
視覚障がい		1人				1人		
聴覚・平衡機能障がい		5人				4人		
音声・言語・そしゃく機能障がい		—				—		
機能障がい		—				—		
肢体不自由		26人				33人		
内部障がい		14人				14人		
知的障がい		11人				11人		
精神障がい		—				1人		
教育委員会	4,742.5人	77.5人	1.63%	2.0%	4,142人	72.0人	1.74%	2.0%
身体障がい								
視覚障がい		12人				13人		
聴覚・平衡機能障がい		6人				4人		
音声・言語・そしゃく機能障がい		—				—		
機能障がい		—				—		
肢体不自由		18人				14人		
内部障がい		12人				13人		
知的障がい		1人				1人		
精神障がい		1人				2人		
警察本部	289.0人	6.0人	2.08%	2.1%	289人	6.0人	2.08%	2.1%
身体障がい								
視覚障がい		—				—		
聴覚・平衡機能障がい		1人				1人		
音声・言語・そしゃく機能障がい		—				—		
機能障がい		—				—		
肢体不自由		—				—		
内部障がい		2人				2人		
知的障がい		—				—		
精神障がい		—				—		
病院局	702.0人	11.0人	1.57%	2.1%	540人	9.0人	1.67%	2.1%
身体障がい								
視覚障がい		—				—		
聴覚・平衡機能障がい		1人				1人		
音声・言語・そしゃく機能障がい		—				1人		
機能障がい		—				—		
肢体不自由		3人				—		
内部障がい		3人				3人		
知的障がい		—				—		
精神障がい		—				—		

(注) 1 知事部局等とは、知事部局及び企業局の職員です。

2 「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。

3 職員数は、非常勤職員等の短時間勤務職員（任用期間が1年かつ週20時間以上の者に限る。）を含みます。

4 「障がい者数」とは、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、法律上、1人を2人に相当するものとして計上し、短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人（重度身体障がい者及び重度知的障がい者にあつては1人）に相当するものとして計上しています。

### (11) 退職者の再就職の状況

平成22年4月1日から平成23年3月31日までに退職した者の再就職の状況は次のとおりです。

区 分		平成22年度				
		平成22年度の退職者数	左のうち再就職した者	再就職先		
				民間企業等	地方公共団体	公共的団体等
知事部局	総 数	90人	29人	3人	8人	18人
	うち管理職	34人	19人	1人	4人	14人
企業局	総 数	2人	1人	—	—	1人
	うち管理職	2人	1人	—	—	1人
病院局	総 数	63人	27人	10人	—	17人
	うち管理職	1人	—	—	—	—
教育委員会	総 数	128人	31人	—	30人	1人
	うち管理職	41人	13人	—	13人	—
警察本部	総 数	71人	42人	12人	25人	5人
	うち管理職	12人	10人	8人	1人	1人
県議会	総 数	1人	1人	1人	—	—
	うち管理職	1人	1人	1人	—	—
監査委員	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
人事委員会	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
選挙管理委員会	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
海区漁業調整委員会	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—

(注) 1 死亡退職、失職、分限免職及び懲戒免職並びに国、他の地方公共団体等との人事交流のため退職する場合を除きます。

2 「左のうち再就職した者」は、平成23年6月1日時点で届出があつた者の計です。

3 「公共的団体等」とは、公益的法人、社会福祉法人等の民間企業等以外の法人です。

4 「管理職」とは、退職時に課長級以上の職にあつた職員です。

## 2 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況

### (1) 給与制度の見直しについて

平成22年度に行った主な見直しは、次のとおりです。

項 目	見直しの内容	実施時期
手当の見直し	・ 期末・勤勉手当（ボーナス）の支給月数の引上げ（3.86月→3.90月）	平成22年12月1日 （人事委員会勧告を受けて実施）
	・ 特殊勤務手当のうち困難折衝等業務手当の対象業務を追加 勤務公署以外の場所において、公用の携帯電話等を用いて正規の勤務時間外に行う心身に著しい負担を与える児童虐待、配偶者からの暴力等に係る相談又は通報への対応等の業務	平成23年4月1日
	・ 義務教育等教員特別手当の上限額を引下げ（月額11,700円→8,000円）	平成23年4月1日
研究職給料表の見直し	・ 職務及び人事管理の実態を踏まえ、行政職給料表との均衡を考慮した給料表に見直し	平成23年4月1日 （人事委員会勧告を受けて実施）

○参考

鳥取県では、独自に給与制度の適正化に取り組んでおり、平成17年度から以下の見直しを実施しています。

項 目	見直しの内容	実施時期
職責の実態と給与の級との関係が不適切な職等（いわゆる「わたり」）の見直し	・ 職務や責任の実態と給与上の職務の級の格付けとの関係が不適切な職の廃止又は格付けの見直し 【行政職の例】…他の給料表についても同趣旨の見直しを実施 主事：1～4級→1～3級（4級を廃止）〔1～2級〕 主任：4～6級→廃止 係長：4～6級→4～5級（6級を廃止）〔3級〕 主査：7～8級→廃止（8級は平成13年度から凍結） ※〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。	平成18年2月1日 （経過措置：平成23年3月31日まで）
海事職給料表の新設	・ 船員に対する海事職給料表の新設（行政職給料表から海事職給料表へ切替え） ・ 航海手当（特殊勤務手当）の支給を、夜間及び警報、注意報の発令時に限定	平成20年4月1日



	・ 旅行手当の廃止	
初任給の引上げと高齢者層の昇給の抑制	・ 初任給の引上げ (行政職大卒の場合: 1級25号給[170,200円]→1級29号給[176,800円]) ・ 50歳を超える職員の標準の昇給号給数を4号給(管理職層は3号給)から2号給(55歳を超える職員は2号給から1号給)に抑制	平成20年4月1日
特殊勤務手当の適正化	・ 支給対象業務及び支給方法の抜本的な見直し ・ 手当の廃止: 手当(訓練指導手当、特殊自動車運転手当、けん銃操作法指導手当、発電所集中制御業務手当等) ・ 支給方法の変更(警察職員の作業手当等を月額から日額へ) ・ 手当の減額(医療業務手当)	平成18年4月1日
	・ 運転免許技能試験手当の廃止	平成19年4月1日
その他の手当の適正化	・ 給料の調整額、農林漁業改良普及手当及び産業教育手当の廃止 ・ へき地手当の支給率の引下げ(4/100~16/100→1/100~6/100)	平成18年4月1日
	・ 特勤手当の廃止	平成21年4月1日
現業職の給与の見直し	・ 行政職1~5級〔1~3級〕相当の水準まで引下げ(従来は行政職7級相当水準) ・ 職責に基づかない職務の級の格付けの廃止 → 車庫長、守衛長等の特定の職に任用された者に限り、行政職4・5級〔3級〕相当とする(他は1~3級〔1~2級〕相当)。 ※〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。	平成17年9月1日 (経過措置:平成23年3月31日まで)

(注) 上掲のほか、国の給与構造改革に準じた制度改正(給料表の改正、勤務実績・成績に応じ号給を決定する査定昇給制度の導入、退職手当の算定方法の見直し等)を平成18年度より実施しています。

## (2) 人件費の状況(平成22年度普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成23年3月末現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	平成21年度 の人件費率
平成22年度	592,213人	355,848,428千円	8,895,595千円	94,250,805千円	26.5%	25.9%

(注) 1 実質収支は、当該年度における剰余金です。

2 人件費には、職員共済費、県議会議員並びに知事及び副知事の報酬等が含まれます。

## (3) 職員給与費の状況(平成22年度普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たりの 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成22年度	10,479人	45,185,772千円	7,416,655千円	15,431,495千円	68,033,922千円	6,492千円

(注) 1 職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。

2 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

## (4) 給与改定の状況

### ア 月例給

区分	人事委員会の勧告			
	民間給与 A	職員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)
平成22年度	339,453円	339,786円	△333円 (△0.1%)	- (-)

(注) 「民間給与」、「職員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与額(「職員給与」は、いわゆる「わたり」見直しの経過措置を除いた額)です。

### イ 特別給

区分	人事委員会の勧告			
	民間の支給 割合 A	職員の支給 月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)
平成22年度	3.90月	3.86月	0.04月	0.04月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「職員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(参考) 特別給の支給月数等の推移

本県では、従来から県内民間との均衡を考慮して改定を行ってきたところです。これにより平成22年度の本県の支給月数は都道府県中41位となっています。

区分	県職員の支給月数		県内民間の 支給割合	国家公務員の 支給月数(改定後)
	改定前	改定後		
平成20年度	4.05月	4.02月	4.02月	4.50月
平成21年度	4.02月	3.86月	3.86月	4.15月
平成22年度	3.86月	3.90月	3.90月	3.95月
平成23年度	3.90月			(3.95月)

(注) 平成23年度の「国家公務員」は、人事院勧告で勧告された支給月数です。  
 なお、県職員については、10月1日現在では人事委員会勧告が行われていません。

(5) 一般行政職給料表の状況(平成23年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の給料月額	134,000	183,800	213,400	253,100	279,600	300,500	343,700	388,300	438,700
最高号給の給料月額	244,100	309,900	346,300	377,500	389,600	396,200	425,200	448,700	501,100

(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在。企業局、病院局除く。以下(7)から(13)までにおいて同じ。)

区分	一般行政職			警察職			高等学校教育職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	318,682円	399,909円	42.2歳	318,149円	448,705円	38.6歳	372,035円	410,763円	43.0歳
		344,743円			342,791円			389,807円	
都道府県平均	339,950円	424,247円	43.7歳	325,926円	469,083円	39.7歳	386,923円	450,762円	44.8歳
国	327,205円	397,723円	42.3歳	316,868円	367,972円	41.2歳	—	—	—

区分	小・中学校教育職			研究職			医師等医療職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	377,764円	411,608円	45.1歳	321,338円	382,749円	40.0歳	457,000円	924,155円	43.3歳
		394,447円			345,657円			841,881円	
都道府県平均	373,665円	430,570円	44.0歳	362,005円	431,914円	43.3歳	452,480円	948,578円	44.2歳
国	—	—	—	401,828円	548,656円	44.9歳	487,938円	817,757円	49.4歳

区分	薬剤師等医療職			看護師等医療職			海事職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	290,172円	342,335円	39.2歳	286,437円	342,653円	38.8歳	331,947円	389,785円	41.9歳
		309,224円			298,796円			358,911円	
都道府県平均	332,410円	396,799円	42.7歳	319,687円	394,938円	40.5歳	—	—	—
国	312,446円	353,334円	44.5歳	314,065円	343,856円	45.5歳	—	—	—

区 分	現業職					民間（現業職）			参考（現業職）		
	平均給料 月 額	平均給与 月 額（A）	平均給与月 額（時間外勤 務手当等を 含まない額）	平 均 年 齢	職 員 数	平均給与 月 額（B）	平 均 年 齢	A/B （参考）	年収ベース（試算値）の比較		
									公務員（C）	民間（D）	C/D
鳥取県	300,314円	371,569円	315,943円	48.0歳	209人	—	—	—	—	—	—
用務員	288,183円	310,984円	301,892円	45.2歳	36人	209.7千円	53.8歳	1.48	4,879.6千円	2,943.2千円	1.66
自動車 運転手	303,178円	417,278円	321,905円	47.4歳	64人	191.9千円	55.6歳	2.17	6,247.6千円	2,618.8千円	2.39
守衛	314,789円	396,988円	336,900円	50.2歳	9人	158.2千円	57.9歳	2.51	6,068.0千円	2,009.1千円	3.02
その他	301,546円	361,838円	315,301円	49.2歳	100人	—	—	—	—	—	—
都道府県 平均	331,561円	387,402円	—	49.3歳	—	—	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 一般行政職は、警察職、教育職、研究職、医療職、海事職及び現業職の職員を除いたものです。  
2 研究職は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に係るものです。  
3 平均給料月額、手当を含まない給料（教職調整額を含む。）の平均月額です。  
4 平均給与月額は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です（鳥取県の上段、都道府県平均）。なお、鳥取県の下段及び国の額は、手当のうち時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当を含まない額です。  
5 都道府県平均の数値は平成22年4月1日現在、国の数値は平成23年1月15日現在のものです。  
6 現業職の民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（平成20年～22年の平均）。  
7 現業職の職種については、用務員、自動車運転手、守衛はそれぞれ賃金構造基本統計調査における「用務員」、「自家用自動車運転手」、「守衛」と比較していますが、年齢、業務内容、雇用形態等完全に一致しているものではありません。  
8 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(7) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		鳥 取 県	国
一般行政職	大学卒	176,800円	172,200円
	高校卒	142,800円	140,100円
警 察 職	大学卒	205,000円	200,000円
	高校卒	162,800円	158,100円
高等学校	大学卒	197,400円	—
教 育 職	高校卒	153,100円	—
	大学卒	197,400円	—
小・中学校 教 育 職	高校卒	153,100円	—
	大学卒	183,100円	176,900円
研 究 職	大学卒	183,100円	176,900円
医 師 等 医 療 職	大学卒	290,600円	237,700円
薬 剤 師 等	大学卒	182,400円	178,200円
医 療 職	短大3卒	172,600円	167,000円
	短大3卒	196,000円	188,900円
看 護 師 等 医 療 職	短大3卒	196,000円	188,900円
海 事 職	大学卒（航海士等）	218,700円	—
	大学卒（甲板員等）	201,800円	—
現 業 職	高校卒	138,400円	—

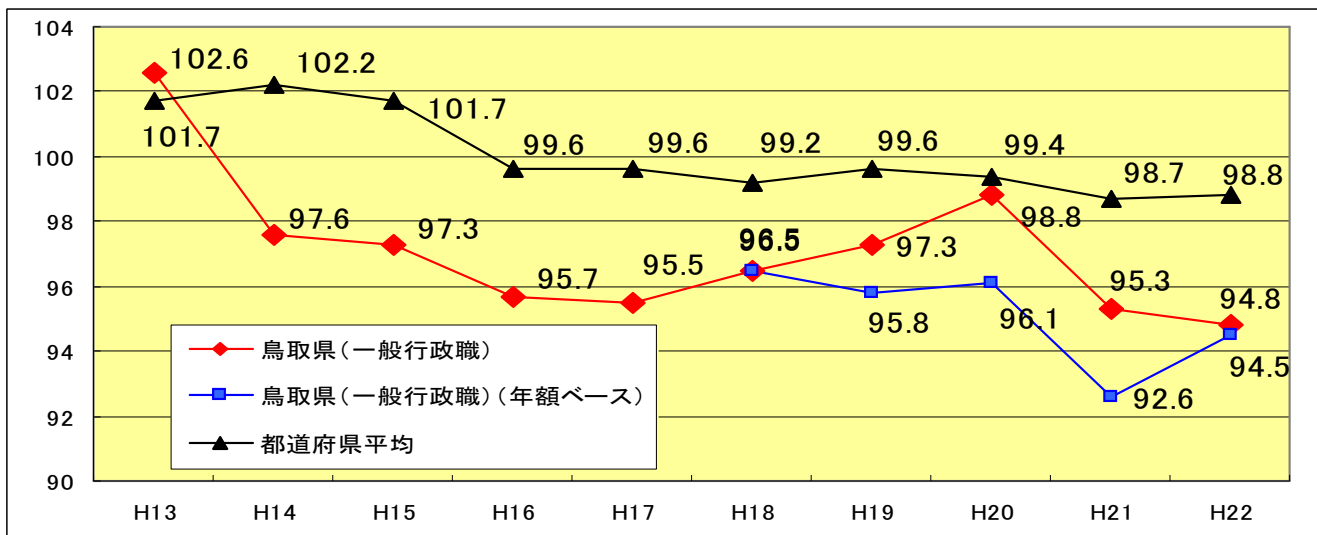
- (注) 平成20年度から、人事委員会勧告に伴い初任給の引き上げを行いました。なお、この勧告は、県内民間事業所従業員の初任給が職員の初任給を大きく上回っていることによりなされたものです。

(8) 職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額状況（平成23年4月1日現在）

区分	経験年数	10年	15年	20年	30年	40年 (大卒は35年)
	一般行政職	大学卒	257,666円	288,050円	329,779円	394,328円
	高校卒	215,050円	※1 263,047円	289,272円	358,220円	410,347円
警察職	大学卒	286,459円	336,812円	370,233円	407,716円	434,320円
	高校卒	250,762円	296,390円	339,412円	392,059円	414,182円
高等学校 教育職	大学卒	299,134円	333,180円	369,443円	415,188円	442,644円
	高校卒	—	—	292,367円	※2 355,567円	—
小・中学校 教育職	大学卒	295,975円	330,781円	361,250円	402,650円	433,049円
研究職	大学卒	285,111円	311,275円	338,000円	—	428,480円
薬剤師等 医療職	大学卒	253,029円	285,800円	327,867円	※3 333,420円	393,767円
現業職	高校卒	—	—	264,575円	307,110円	310,667円

(注) 1 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴等の期間を県職員の期間として換算した年数を加算したものです。  
 2 ※1 から3 までの各欄は、該当職員数がわずかであるため、次に掲げる経験年数の職員の平均給料月額を代わりに記載しています。※1：16年、2：31年、3：29年  
 3 経験年数別の職員数が少ない職については、記載していません。

(9) 一般行政職の給料月額との比較（ラスパイレス指数）の状況



(注) 1 ラスパイレス指数は、国を100とした場合の鳥取県の給与水準の割合を示す指標です（各年4月1日現在）。100より大きいと県の平均給与が国を上回り、100より小さいと県の平均給与が国を下回っていることを表します。  
 2 平成14年度の大きなラスパイレス指数の変動は、平成14年度から職員の給与を削減する措置を行ったことが主な要因です。

(鳥取県では、民間の雇用情勢が大変厳しい状況にあることから、平成14年度から平成16年度までの3年間、職員の給与を削減し、それによって得られた財源を雇用創出施策の実施に充てました。また、地方交付税の大幅な削減等により、県財政が非常に深刻な状況にあるため、平成17年度から平成19年度までの3年間、職員の給与を削減し、県財政の再建を支えました。)

3 鳥取県では平成19年度から期末手当の支給割合を国と比べて引き下げ、異なる支給割合としていることから、その影響額も含めた年額ベースでの国との比較（理論値）を参考に掲載しました。

$$\text{【平成22年計算式】} \quad \frac{\text{鳥取県平均給料月額} \times 12 \text{月} + \text{期末・勤勉手当 (3.86月分)}}{\text{国平均給料月額} \times 12 \text{月} + \text{期末・勤勉手当 (3.95月分)}} \times 100$$

(10) 職員の給与の削減のための特例措置の状況

該当なし

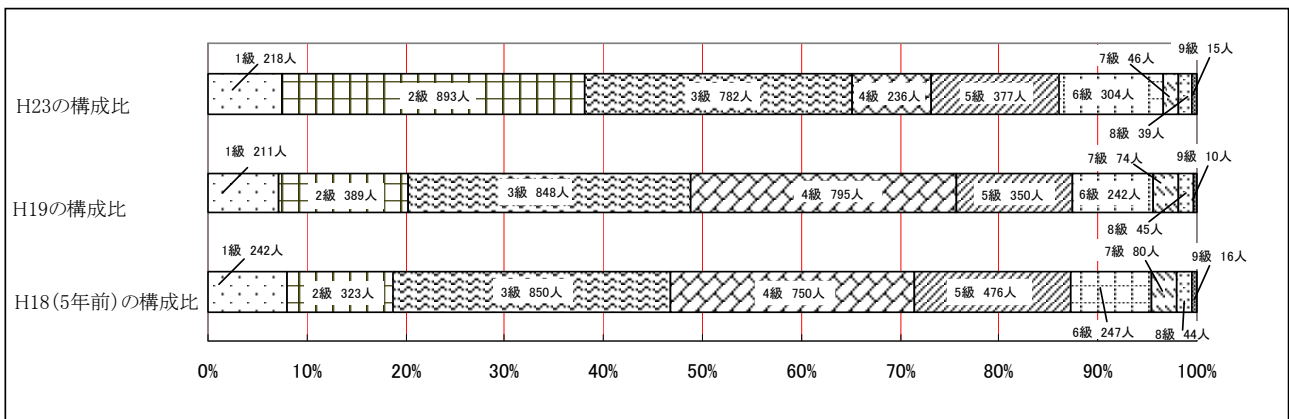
なお、本県では、時限的、特例的ないわゆる「給与カット」を行っていませんが、「わたり」の廃止や諸手当の適正化等本県独自の給与制度の見直しを行い、併せて県内民間の水準を考慮した給与改定を行うことにより、恒常的に給与カットと同等以上の人件費削減効果が見込まれるところです。

(11) 一般行政職の級別の職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級（1・2級）	主事及び技師	218人	7.5%
2級（3級）	主事及び技師	893人	30.7%
3級（4・5級）	係長	782人	26.9%
4級（6級）	課長補佐	236人	8.1%
5級（7級）	課長補佐	377人	13.0%
6級（8級）	課長	304人	10.4%
7級（9級）	課長	46人	1.6%
8級（10級）	次長	39人	1.3%
9級（11級）	部長	15人	0.5%

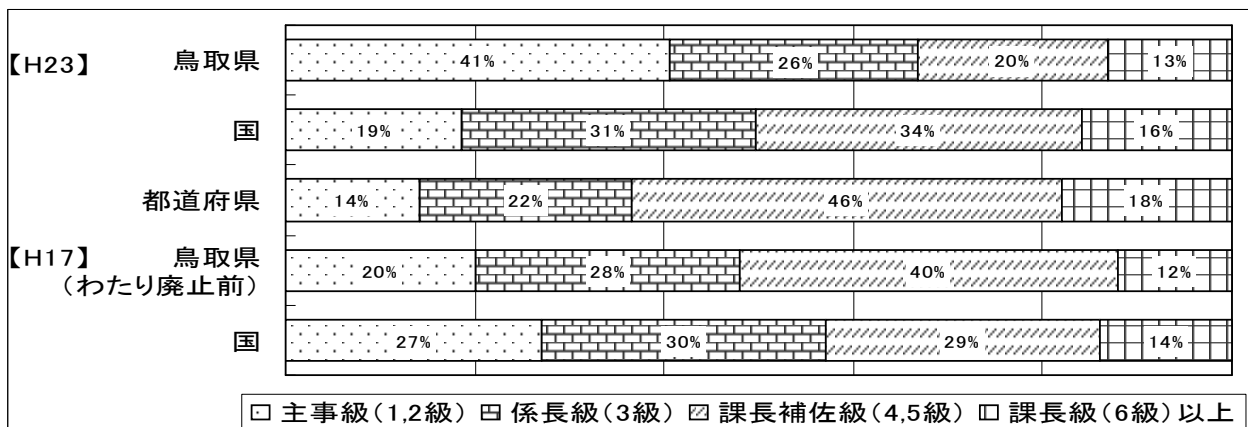
(注) 1 級は、一般行政職の職務を、その難易度等に応じて分類したものです。  
 2 ( )内の数値は、平成18年度から実施した職務の級の構成の変更以前の級です。  
 3 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

ア 鳥取県の職位（職務の級）別職員割合の推移



(注) 「わたり」廃止（平成18年2月）に伴い、円滑な制度移行を図るため、平成19年度末まで2年間を重点期間として、課長補佐級、係長級の整理等を行った上で、平成20年4月1日に給料の級・号給の切替えを行いました。そのため、平成20年度以降は平成19年度に比べ、4級の職員の数が大きく減り、一方、2級の職員数は大きく増えています。

イ 職位（職務の級）別職員割合の国比較（行政職給料表適用者）



(注) 都道府県平均の数値は、各都道府県人事委員会が公表している行政職給料表の在級分布の状況を基に職務の級により区分・集計したものです。なお、級別職員数が公表されていない東京都については集計の対象となっていません。

○ 「わたり」の廃止とは

「わたり」は、年功的に給与を決定する仕組みであり、職員の給与は職務の内容や責任の重さに応じたものでなければならぬことが定められている地方公務員法の規定に照らして、不適切な面があったことから、抜本的に見直しを行い、平成18年2月に廃止したものです。

ウ 「わたり」の廃止に伴う職務の級の切替えの例（行政職の場合）

職名	H18. 2 以前 (見直し前)	H18. 4. 1 給与構造改 革による給 与切替後	見直し後（経過措置）		制度完成後
			H19. 4. 1	H20. 4. 1 〔H23. 4. 1 までの4年間〕 給料月額 の激減緩和 措置あり	
主査	7～8級	5級	廃止 →課長補佐級へ昇任し ない限り4級暫定主 任(課長補佐級)へ	廃止 →係長級へ昇任しない限 り1～2級へ	廃止
係長	4～6級	3～4級		4級廃止 →課長補佐級へ昇任しな い限り3級へ	3級
主任	4～6級	3～4級		廃止 →係長級へ昇任しない限 り1～2級(主事級)へ	廃止
主事	1～4級	1～3級		3級廃止 →係長級へ昇任しない限 り1～2級(主事級)へ	1～2級

(12) 昇給への勤務成績の反映状況（平成22年度）

昇給号数は、昇給日前1年間の勤務成績（本県では「人事評価」）に基づき次に掲げる表の区分により決定しています。  
なお、昇給日は毎年4月1日です。

階層	区分	昇給区分		I	II	III	IV	V
		評価	号数	極めて良好	特に良好	良好（標準）	やや不良	不良
非管理職層	評価				S～B、C（単年）	C（2年連続）	D	
	号数	50歳を超えない職員			4	2	0	
		50歳を超え、55歳を超えない職員			2	1	0	
		55歳を超える職員			1	0	0	
		初任層職員			5	2	0	
管理職層 (課長級以上)	評価			S、A	B	C	D	
	号数	50歳を超えない職員		6	3	2	0	
		50歳を超え、55歳を超えない職員		3	2	1	0	
		55歳を超える職員		2	1	0	0	

(注) 1 非管理職層については、基本的にⅢを適用しています。

2 管理職層については、評価に基づきⅡ～Ⅴに区分しています。なお、知事部局（一般行政職）で、人事評価により1区分上位に決定された職員の割合は、61.2パーセントです。

3 昇給区分の決定は、標準より上位に決定される場合（前年度昇給日から当年度昇給日の前日までの期間に昇任、博士号取得等があった場合）及び標準より下位に決定される場合（前年度昇給日から当年度昇給日の前日までの期間に懲戒処分、欠勤、病気休暇取得等により勤務日不足の場合）があります。

4 平成20年度から、50歳を超える職員の標準の昇給号給数を2号給（55歳を超える職員は1号給）に抑制しています。

5 初任層職員とは、新卒採用後一定期間にある職員及びこれに相当する職員です。

(13) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

(ア) 概要

民間企業におけるボーナスに相当する手当です。そのうち、勤勉手当は、勤務成績に応じて支給額を決定します。

(イ) 制度内容（平成23年4月1日現在）

(算定方法)

期末手当 = 基準日の給料月額等 × 支給割合 × 期間率

勤勉手当 = 基準日の給料月額等 × 成績率 × 期間率

(注) 1 「基準日」は、6月1日又は12月1日です。

2 「基準日の給料月額等」は、基準日の給料月額に、職制上の段階、職務の級等に応じた加算額等を加えた額です。

3 勤勉手当の「成績率」は、基準日以前6月間の勤務成績を5段階に評価し、それに応じて率を決定します。

4 「期間率」は、基準日以前6月間に勤務していない期間がある場合に、その期間の長さに応じて減額する率です。  
(平成22年度の支給割合及び成績率)

区 分	再任用職員以外の職員			再任用職員			国（再任用職員以外の職員）		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.11月分 (0.91)	0.725月分 (0.925)	1.835月分 (1.835)	0.6月分 (0.5)	0.35月分 (0.45)	0.95月分 (0.95)	1.25月分 (1.05)	0.7月分 (0.9)	1.95月分 (1.95)
12月期	1.34月分 (1.14)	0.725月分 (0.925)	2.065月分 (1.835)	0.72月分 (0.62)	0.4月分 (0.5)	1.12月分 (1.12)	1.35月分 (1.15)	0.65月分 (0.85)	2.0月分 (2.0)
計	2.45月分 (2.05)	1.45月分 (1.85)	3.9月分 (3.9)	1.32月分 (1.12)	0.75月分 (0.95)	2.07月分 (2.07)	2.6月分 (2.2)	1.35月分 (1.75)	3.95月分 (3.95)

(注) 1 勤勉手当の成績率は、総額を算出するための支給割合を掲げています。(最も多くの職員に適用される支給割合は0.71月(0.91月)です。)

2 ( )内の数値は、特定幹部職員(次長級以上の職員)に適用される支給割合及び成績率です。

(ウ) 支給実績(平成22年度)

年間支給総額	支給職員数(平成22年12月)	1人当たりの平均支給年額
15,332,991 千円	10,906 人	1,405,923 円

(参考)平成23年6月期末・勤勉手当について

鳥取県(一般行政職:管理職除く)	国(行政職:管理職除く)
平均年齢 40.4歳	平均年齢 35.6歳
平均給与月額 309,033円 (給料+扶養手当+地域手当)	平均給与月額 約302,000円 (俸給+扶養手当+地域手当等)
支給月額 1.84月 (期末1.13月、勤勉0.71月)	支給月額 1.87月 (期末1.225月、勤勉0.645月)
平均支給額 568,621円	平均支給額 約564,800円

(注) 1 国の数値は、総務省の報道資料によるものです。

2 勤勉手当の支給月数は、成績標準者の月数です。

(エ) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

鳥取県では、評価期間における勤務成績に基づき、次に掲げる表の区分により成績率を決定しています。なお、勤務成績の評価は、絶対評価であり、実際の評価の方法については、人事評価の基準の一部を準用しています。

勤務成績区分		1	2	3	4	5
成績率	特定幹部職員	110/100	96/100	91/100	70/100	45/100以下
	その他の職員	90/100	80/100	71/100	55/100	40/100以下

(注) 成績率は、表区分より低い率に決定される場合(評価期間に懲戒処分等があった場合)があります。

イ 退職手当

(ア) 概要

常勤の職員(臨時的任用職員及び再任用職員を除く。)が退職した場合に支給します。

(イ) 制度内容(平成23年4月1日現在)

(算定方法)

支給額 = 退職手当の基本額(退職日の給料月額 × 支給率) + 退職手当の調整額

(注) 1 退職手当の調整額は、在職中の職務貢献度によって手当額に較差を設けるものであり、具体的には職員が受けていた給料表、職務の級等に応じて決定します。

2 25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前に勲奨等により退職する場合には、「給料月額」に、定年前の年数1年当たり2パーセント(最高20パーセント)の加算があります。

(退職手当の基本額の支給率)

区 分	自己都合	勲奨・定年・早期退職
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
勤続40年	53.5 月分	59.28 月分

(退職手当の調整額の区分)

区 分	調整月額	行政職給料表の場合	
		平成8年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成18年4月1日以降
第1号	50,000円	11級	9級
第2号	45,850円	10級	8級
第3号	41,700円	9級	7級
第4号	33,350円	8級	6級
第5号	25,000円	7級	5級
第6号	20,850円	6級	4級
第7号	16,700円	5級又は4級	3級
第8号	0円	3級以下	2級以下

(注) 1 退職手当の調整額は、在職期間を月ごとに第1号～第8号に区分し、額の多いものから60月分を合計した額です。  
2 制度については、国と同じです。

(ウ) 支給実績 (平成22年度)

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
6,962,508 千円 ( 6,403,463 千円 )	304 人 ( 248 人 )	22,902,986 円 (25,820,415 円)

(注) ( )内は、勲奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

ウ 地域手当

(ア) 概要

民間賃金、物価及び生計費が特に高い東京、大阪等の地域に在勤する職員等に支給します。

(イ) 制度内容 (平成23年4月1日現在)

(算定方法)

支給月額 = ( 給料月額 + 管理職手当 + 扶養手当 ) × 支給率

(注) 支給率は、職員が在勤する地域ごとに定めています。各地域の支給率は、次の「(ウ)支給実績」に掲げています。

(ウ) 支給実績 (平成22年度)

年間支給総額	24,160 千円		
支給職員数	39 人		
1人当たりの平均支給年額	619,488 円		
支給対象地域(主な該当機関)	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
特別区等(東京本部)	18 %	19 人	18 %
大阪市等(関西本部)	15 %	11 人	15 %
名古屋市等(名古屋本部)	12 %	7 人	12 %
その他派遣地域	10 %	2 人	10 %
平均支給率	15.7%	—	15.7%

エ 特殊勤務手当

(ア) 概要

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員に、その特殊勤務の実績に応じて支給します。

(イ) 制度内容 (平成23年4月1日現在) 及び支給実績 (平成22年度)

年間支給総額	455,553 千円
1人当たりの平均支給年額	88,320 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	49.2 %



手 当 の 種 類 ( 手 当 数 )

42 種類

知事部局 18種類  
 教育委員会 5種類  
 警察 19種類 (うち知事部局と重複する手当を除いたもの15種類)

手当名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員(延べ)
困難折衝等業務手当	県税局職員	納税義務者、特別徴収義務者等を訪問し、接見して行う徴収、調査又は差押え等の業務	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害意思 日額1,200円)	635千円	31人
	県土整備局職員及び農林局職員	用地の取得、使用又は損失の補償のために、土地所有者又は関係者を訪問し、直接接見して行う折衝の業務のうち、心身に著しい負担を与えるもの	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害意思 日額1,200円)	5千円	3人
	社会福祉主事及び児童福祉司	社会福祉法等に基づき、要保護者又は援護、育成若しくは更正その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う指導、相談又は調査等の業務	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害意思 日額1,200円)	89千円	21人
	精神保健福祉センター職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく調査、立会い若しくは精神障害者を訪問して行う精神障害者の福祉等に関する相談又は指導等の業務	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害意思 日額1,200円)	20千円	15人
	児童指導員	緊急に児童を一時保護する業務及び当該業務に付随する一連の要保護者、親権者等に接見して行う指導、相談又は調査の業務	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害意思 日額1,200円)	2千円	5人
	職員	勤務公署以外の場所において、公用の携帯電話等を用いて正規の勤務時間以外の時間に行う心身に著しい負担を与える児童虐待、配偶者からの暴力等に係る相談又は通報への対応等の業務	月額11,000円	(新設)	(新設)
防疫等業務手当	職員	病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、病原体の付着した物件等の処理作業、患者の移送業務	日額300円	469千円	45人
	衛生環境研究所職員	感染症の病原体が付着した物件等に対する検査、調査等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
	家畜保健衛生所職員	伝染性疾患の病原体に汚染されている区域において行う患畜の処理、解剖又は解体検査等の業務	患畜の処理等 日額300円 死亡畜の解剖等及び患畜等の解体検査等 日額1,200円		
	保健所保健師	結核患者の療養指導、問診、入院勧告及び感染症患者検査における採血等の業務	日額300円 (結核療養指導等は4時間未満60/100)		
児童生活支援業務手当	喜多原学園職員	喜多原学園の児童生活指導業務	月額22,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	7,607千円	55人
	皆成学園保育士	皆成学園における起居を共にして行う児童生活指導業務	月額11,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
放射線取扱手当	診療放射線技師	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業(1月に実効線量100マイクロシーベルト以上の外部放射線を被ばくする場合に限る。)	月額5,500円	—	—
医療業務手当	総合療育センター医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務又は公衆衛生業務	総合療育センター院長 月額44,000円 同副院長等	2,312千円	10人

			月額29,000円 同医長等 月額24,000円 医師等 月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
	精神保健福祉センター、保健所等医師及び歯科医師		所長等 日額1,220円 課長等 日額1,110円		
海上危険業務手当	漁業取締船、水産試験船又は実習船の乗組員	海上で行う次に掲げる業務 ア 注意報及び警報のうち航海において危険と認められるものが行われている期間に行われる巡視、試験調査、実習又は講習のための航海の業務 イ 日没時から日出時までの間に行われる試験調査、実習又は講習の業務	日額600円 (4時間未満60/100)	829千円	83人
夜間定時制業務兼務手当	全日制課程又は昼間において授業を行う定時制課程の授業に従事することを本務とする教育職員	本務に係る正規の勤務時間を超えて夜間における定時制課程の授業に従事する業務	授業1時間600円	167千円	4人
乗船実習指導手当	教育職員	実習船に乗り組み、航海中に生徒に対して行う実習指導業務	日額5,100円	1,306千円	9人
種雄牛馬等取扱手	畜産試験場職員、中小家畜試験場職員及び倉吉農業高等学校職員	種雄牛馬又は種雄豚の自然交配、精液の採取等のため種雄牛馬又は種雄豚を御する作業及び恒温室における精液の保存処理作業	日額300円 (4時間未満60/100)	294千円	15人
	総合事務所職員	鳥獣の捕獲、搬送等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
多学年学級担当手	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教育職員のうち、教諭、助教諭及び講師	当該学級における授業又は指導業務(2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する場合に限る。)	3学年学級 日額350円 2学年学級 日額290円	171千円	3人
取締等業務手	漁業取締船乗組員	海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検挙又はこれらの船舶の追跡その他の取締業務	日額600円	29千円	6人
	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項に規定する職務			
爆発物検査手	消防チーム職員	大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺における火薬類取締法等の規定に基づく立入検査	日額300円	—	—
と畜検査等業務手	食肉衛生検査所職員	と畜検査員が行う獣畜のと殺検査、解体検査等の業務	月額22,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	2,315千円	15人
		解体された獣畜の肉、内臓、血液等の採取及び検査業務	月額11,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
	食肉衛生検査所長が行う獣畜のと殺検査、解体	日額1,200円			

		検査等の業務			
狂 犬 病 予 防 等 業 務 手 当	総合事務所職員	犬の検診、狂犬病の予防注射又は野犬等の収容等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	194千円	45人
		野犬等の殺処分等の業務	日額600円		
夜 間 看 護 手 当	総合療育センター看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	深夜勤務4時間以上 1回3,300円 2時間以上4時間未満 1回2,900円 2時間未満 1回2,000円 勤務交代の加算あり	9,601千円	36人
潜 水 手 当	職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	潜水深度20メートルまで 1時間300円 20メートルを超え、30メートルまで 1時間600円 30メートルを超えると き 1時間1,200円	3千円	3人
特 殊 現 場 作 業 手 当	県土整備局職員及び農林局職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	900千円	122人
		夜間、警報発令時等に交通を遮断することなく行う道路維持修繕、除雪等の作業	日額600円 (4時間未満60/100)		
		トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
		道路等における鳥獣死体処理作業	日額300円		
家 畜 保 健 衛 生 業 務 手 当	家畜保健衛生所獣医師	家畜保健衛生所法に規定する家畜の伝染病の予防又は保健衛生のために必要な試験、検査、診断等の業務で家畜等に直接接して行うもの	日額300円 (4時間未満60/100)	2,660千円	109人
		患畜等の解体検査等の業務	日額1,200円		
	家畜保健衛生所獣医師及び中小家畜試験場職員	死亡畜の解剖業務	日額1,200円		
	畜産試験場職員及び中小家畜試験場職員	牛豚に対して行うワクチン接種又は疾病治療業務	日額300円		
有 害 物 等 取 扱 手 当	試験場職員及び高等技術専門校職員	密閉した建築物等の内部で行うクロールピクリン、ホルマリン又は二硫化炭素を使用して行うくん蒸作業、毒物及び劇物に関わる作業のうち大量のガスの発生を伴うもの	日額300円	47千円	7人
	農林局職員	建築物等の内部で行う毒物その他人体に有害な成分を含有する危険物質の散布作業又はその現場における直接の指導業務	日額300円 (毒物以外4時間未満60/100)		
環 境 衛 生 検 査 等 業 務 手 当	生活環境局職員	アスベスト除去作業立入検査業務	日額300円 (4時間未満60/100)	19千円	5人
教 員 特 殊 業 務 手 当	教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	非常災害時における児童又は生徒の保護等の業務 児童又は生徒の疾病等に伴う救急の業務 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	日額3,200円 (心身に著しい負担加算あり) 救急、補導業務の場合 日額3,000円	276,234千円	11,834人
		修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの	1時間以上2時間未満 600円 2時間以上3時間未満 1,200円 3時間以上4時間未満 1,800円 4時間以上5時間未満		
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの又は週休日等に行うもの			

		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	2,400円 5時間以上6時間未満 3,000円		
		農場等の管理業務、家畜及び家畜舎等の管理業務又は家畜等の分娩の補助に係る業務で週休日等に行うもの	6時間以上 3,600円		
		入学者選抜における採点又は合否判定の業務で週休日等に行うもの	日額900円		
		特別支援学校に勤務する主幹教諭、教諭、助教諭又は講師が行う児童又は生徒への直接指導業務	月額5,500円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
		小学校若しくは中学校の特別支援学級を担当すること又は通級による指導を担当することを本務とする教諭、助教諭又は講師が行う児童又は生徒への直接指導業務			
災害応急作業等手当	防災局職員	航空機に搭乗して行う消火活動、救急業務その他の消防活動、防災業務、教育訓練等の業務	1時間1,200円 教育訓練 1時間600円 (夜間等の加算あり)	1,087千円	40人
	職員	異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務	日額600円 危険区域等の加算あり	42千円	12人
		異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務	日額1,200円 危険区域等の加算あり		
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭及び養護教諭	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言等の業務	日額200円	50,866千円	1,105人
犯罪予防・捜査手当	警察職員	犯罪予防、捜査及び被疑者の逮捕の作業	日額560円 (逮捕以外4時間未満60/100) 捜査本部職員 日額280円加算	17,959千円	678人
警ら手当	警察職員	警ら活動中の犯罪の予防又は検挙、事件又は事故の処理、交通の指導取締り、少年の輔導、不審者への職務質問、市民に対する保護その他の作業	日額340円 (4時間未満60/100)	17,825千円	494人
犯罪鑑識手	警察職員	犯罪鑑識作業、実験用爆発物の製造若しくは解体作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験作業	現場におけるもの 日額560円 現場以外におけるもの 日額280円 (4時間未満60/100)	1,065千円	229人
交通捜査取締手	警察職員	交通事件又は交通事故の捜査作業	日額560円 (逮捕以外4時間未満60/100) 高速道路上において従事した場合 日額280円加算	8,101千円	632人
		交通取締用自動二輪車に乗車して行う交通取締作業	日額560円 (4時間未満60/100)		
		高速道路上において行う交通取締作業	日額460円 (4時間未満60/100)		
		上記以外の交通取締作業	日額310円 (4時間未満60/100)		
死体取扱手	警察職員	検視作業	1体3,200円	14,518千円	586人
		死体取扱作業	日額1,600円 特別な状態にある死体		

			の加算あり		
看守手当	警察職員	留置施設における被疑者の看守作業、被疑者の護送作業	日額330円 (4時間未満60/100)	4,530千円	377人
緊急走行手当	警察職員	緊急自動車に乗車して行う緊急走行作業	日額420円	109千円	125人
警備艇運航手当	警察職員	夜間、警報発令時等に警察活動のため警備艇を運航する作業	日額300円 (4時間未満60/100)	—	—
通信指令手当	警察職員	通信指令課に勤務する職員による緊急通報の受理及びこれに伴う警察無線電話による指令の通信の作業	日額230円 (4時間未満60/100)	693千円	23人
特殊危険物質危険区域内作業手当	警察職員	サリン等による被害の危険がある区域内において行う作業	日額250円 (4時間未満60/100)	—	—
潜水手当	警察職員	潜水器具を着装して行う潜水作業	潜水深度20メートルまで 1時間300円 20メートルを超え、30メートルまで 1時間600円 30メートルを超えるとき 1時間1,200円 危険環境等の加算あり	17千円	21人
航空手当	操縦士の資格を有する警察職員	航空機の操縦作業	月額35,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～3日 30/100 4日～6日 60/100	5,271千円	23人
	航空整備士の資格を有する警察職員	航空機の整備作業	月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
	警察職員	航空機に搭乗して行う航空機の操縦作業	1時間5,100円 夜間等の加算あり		
		航空機に搭乗して行う航空機の整備作業	1時間2,200円 夜間等の加算あり		
		航空機に搭乗して行う捜索救難、犯罪の捜査又は鎮圧、警備、交通の取締り等の作業	1時間1,200円 夜間等の加算あり		
航空機に搭乗して行う教育訓練	1時間600円 夜間等の加算あり				
爆発物処理作業手当	警察職員	爆発物容疑物件に接近して行う作業	1回5,200円	—	—
特殊危険物質処理作業手当	警察職員	特殊危険物質等が発散又は漏えいしている状況下で行う救助活動、被疑者の逮捕、捜索、差押又は検証等の捜査活動等	特殊危険物質等が発散、漏えいしている状況下で行うもの 1回5,200円 特殊危険物質等が発散、漏えいしていない状況下で行うもの 1回2,600円	—	—
		特殊危険物質等の処理作業	1回2,600円		
災害応急手当	警察職員	火薬類、高圧ガスによる大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う立入検査作業	日額300円	399千円	152人
		山岳における人命救助のための救難捜索で危険かつ困難を伴う作業	日額600円		

		異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用又は保守、鑑識等の作業	日額840円 夜間等の加算あり		
身辺警護手当	警察職員	天皇等の警衛作業	日額1,150円	95千円	25人
		その他の対象者の警衛作業又は警護作業	日額640円		
海外犯罪情報収集手当	警察職員	日本国外において行う犯罪の捜査に関する情報収集作業	日額1,100円	—	—
銃器犯罪捜査手当	警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器等を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業	日額1,640円	—	—
		防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器を所持する犯人の逮捕の作業	日額1,100円		
		銃器犯罪捜査に付随して、銃器等の射程範囲内等への配置の指示を受け、犯人の逮捕等の作業を支援する作業	日額1,100円又は820円		
		銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒の作業	日額820円		
夜間特殊業務手当	警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる業務	全部深夜勤務 1回1,100円 一部深夜勤務 2時間以上 1回730円 2時間未満 1回410円	26,412千円	534人
緊急呼出（加算）	警察職員	緊急の呼出しにより、正規の勤務時間以外の時間において従事した犯罪捜査等、鑑識、交通取締り、爆発物の処理又は特殊危険物の処理の作業	1回1,240円	658千円	242人

オ 時間外勤務手当

(ア) 概要

正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に支給します。

(イ) 制度内容（平成23年4月1日現在）

(算定方法)

支給額 = (時間外勤務1時間当たりの支給額) × (時間外勤務時間数)

(時間外勤務1時間当たりの支給額)

時間外勤務1時間当たりの支給額 = [(給料月額 + 地域手当 + 初任給調整手当 + へき地手当(これに準ずる手当を含む。) + 定時制通信教育手当 + 特地勤務手当に準ずる手当) × 12月] ÷ (38時間45分 × 52週 - 465分 × 18 ÷ 60) + 1時間当たりの特殊勤務手当] × 支給率

(支給率)

正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 125/100（午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務は、25/100を加算、月60時間を越える勤務は150/100）

上記以外の勤務 135/100（同上）

(ウ) 支給実績

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
平成22年度	2,125,753 千円	4,675 人	454,707 円
平成21年度	2,542,177 千円	4,711 人	539,626 円

カ その他の手当等

区 分	制度内容（平成23年4月1日現在）	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	平成22年度支給実績
扶養手当	ア 配偶者 イ 配偶者以外の扶養親族 ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人目まで エ 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（加算額）	異なる	配偶者を扶養している場合 月額13,000円 支給	(総額) 1,262,585 千円 (職員数) 5,355 人 (平均) 235,777 円 支給
	例 配偶者と子1人(16歳)を扶養親族としている場合			

	ア 10,500円 + イ 6,500円 + エ 5,000円 = 22,000円			
住居手当	借家・借間居住者（家賃月額12,000円以下の場合を除く。） 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給	同じ	—	(総額) 566,370 千円 (職員数) 1,809 人 (平均) 313,085 円
	単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	同じ	—	
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 〔・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。〕 ・1月当たり55,000円を上限とする。	同じ	—	(総額) 971,526 千円 (職員数) 9,074 人 (平均) 107,067 円
	自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円までの範囲内で支給	異なる	通勤距離に応じ、月額2,000円から24,500円までの範囲内で支給	
	特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の2分の1の額を加算	異なる	異動に伴って利用することとなった職員等に限り1月当たり2万円まで支給	
	駐車料金を負担している場合（パーク・アンド・ライド） 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額（1月当たり3千円を上限とする。）の通勤手当を支給	異なる	鳥取県独自の制度	
	ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給			
教職調整額	義務教育諸学校等（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校）の一定の教育職員に対し、その職務及び勤務態様の特殊性を考慮して支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 給料月額 × 4/100			(総額) 844,551 千円 (職員数) 4,778 人 (平均) 176,758 円
管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員（管理職員）に対して支給する手当です。 (支給月額) 給料表、職務の級、手当区分に応じて定額が定められています。	同じ	—	(総額) 725,547 千円 (職員数) 1,030 人 (平均) 704,414 円
初任給調整手当	採用による欠員補充が困難である職（医師・歯科医師・獣医師）の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給する手当です。 (支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額が定められています。（最高月額306,000円）	同じ	—	(総額) 58,267 千円 (職員数) 30 人 (平均) 1,942,227 円
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 23,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内で定められています。交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算はありません。	同じ	—	(総額) 73,116 千円 (職員数) 240 人 (平均) 304,650 円
へき地手当等	山間地等生活の著しく不便な地に所在する小学校に勤務する教職員の特殊事情を考慮し、必要な人材確保を容易にすることで教育の振興を図ることを目的として支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = (給料月額 + 扶養手当) × 支給率 (支給率) 学校ごとに2/100又は4/100の率が定められています			(総額) 2,804 千円 (職員数) 25 人 (平均) 112,168 円

	す。 (へき地手当に準ずる手当は1/100)													
定時制通信教育手当	高等学校の教育職員のうち、夜間の定時制教育又は通信教育に従事する職員に対し、その職務の複雑・困難性を考慮し、優秀な人材確保を容易にすることを目的に支給する手当です。 (支給額) 次の額を支給します。 定時制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額20,000円、通信制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額10,000円			(総額) 9,550 千円 (職員数) 43 人 (平均) 222,085 円										
特勤手当に準ずる手当	生活の不便な地に所在する公署に異動し、異動に伴って住居を移転する場合における精神的な負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするために支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = (支給対象公署に異動した時点の給料月額 + 扶養手当) × 支給割合 (支給割合) 異動等の日からの経過期間等によって2/100から5/100の割合が定められています。	同じ	—	(総額) — 千円 (職員数) — 人 (平均) — 円  ※職員数が少ないため、掲載していません。										
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、県が、国又は他の地方公共団体から職員の派遣を受けた場合に、派遣職員に対して支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 滞在日数 × 基準額 (基準額) 滞在期間の長さ及び利用する施設の種類に応じて、日額3,970円から6,620円までの範囲内で定められています。	同じ	—	—										
休日勤務手当	休日(国民の祝日及び年末年始)において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ	—	(総額) 233,795 千円 (職員数) 9,453 人 (平均) 24,732 円										
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ	—	(総額) 80,328 千円 (職員数) 9,453 人 (平均) 8,498 円										
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給する手当です。 (支給額) 勤務1回当たり次の額を支給します。 <table border="1" data-bbox="336 1346 906 1503"> <tr> <td rowspan="2">一般の宿日直</td> <td colspan="2">医師・歯科医師</td> <td rowspan="2">警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>特定幹部職員</td> </tr> <tr> <td>4,200円</td> <td>20,000円</td> <td>12,000円</td> <td>7,200円</td> </tr> </table> (注) 宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、これらの1/2の額です。	一般の宿日直	医師・歯科医師		警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等	一般	特定幹部職員	4,200円	20,000円	12,000円	7,200円	同じ	—	(総額) 280,132 千円 (職員数) 816 人 (平均) 343,298 円
一般の宿日直	医師・歯科医師		警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等											
	一般	特定幹部職員												
4,200円	20,000円	12,000円	7,200円											
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給する手当です(管理職員には通常的时间外勤務手当等は支給しません)。 (支給額) 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内で支給します。最高額は、部長級の職員等の場合です。 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額を支給します。	同じ	—	(総額) 8,393 千円 (職員数) 16 人 (平均) 524,563 円										
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等の教育職員に優秀な人材を確保することを目的に支給する手当です。 (支給月額) その者の属する職務の級及び受ける号給に応じて、月額2,900円から11,700円までの範囲内で定められています。			(総額) 554,619 千円 (職員数) 5,275 人 (平均) 105,141 円										

(注) 「平成22年度支給実績」欄の「(総額)」は平成22年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成22年度支給職員数(一部は、平成22年4月1日現在支給対象職員数)を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。



(14) 特別職の報酬等の状況

ア 給料月額等（平成23年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期 末 手 当	退 職 手 当
知 事	1,207,000 円	(算定方法) 給料(報酬)月額 × 145/100 × 支給割合  (支給割合) (知事・副知事) 6月期 1.31 月分 12月期 1.40 月分 計 2.71 月分  (議長、副議長及び議員) 6月期 1.32 月分 12月期 1.42 月分 計 2.74 月分	(算定方法) 退職時の給料月額 × 在職月数 × 支給率 (支給率) 知 事 50/100 副知事 40/100 (支給時期) 任期ごとに支給 (1期の手当額) 知 事 28,968,000円 副知事 17,280,000円  ※平成19年4月の改定により、知事、副知事等については、退職手当を大幅に引き下げるとともに、給与総額(退職手当を含む。)を約7パーセント引き下げたことにより、全国的に見ても低い水準となっています。 また、平成21年度には、期末手当について0.03月分、平成22年度には0.16月分の引き下げを行いました。
副 知 事	900,000 円		
議 長	864,900 円 ( 930,000 円)		
副 議 長	762,340 円 ( 811,000 円)		
議 員	719,150 円 ( 757,000 円)		

(注) 1 議長、副議長及び議員の給料・報酬月額欄のうち ( ) 内は、減額措置を行う前の額です。

2 退職手当額は、平成23年4月1日時点の給料月額に基づき、1期(48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

イ 平成22年度年間支給実績

区 分	給料・報酬	期 末 手 当	合 計
知 事	14,484,000 円	4,742,906 円	19,226,906 円
副 知 事	10,800,000 円	3,536,550 円	14,336,550 円
議 長	10,378,800 円	3,436,247 円	13,815,047 円
副 議 長	9,148,080 円	3,028,776 円	12,176,856 円
議 員	286,940,850 円 (8,439,437 円)	95,663,425 円 (2,813,630 円)	382,604,275 円 (11,253,067 円)

(注) 「議員」欄の上段は、議長及び副議長を除く議員全員の合計です。下段の ( ) 内は、議員1人当たりの額です。

(15) 企業局（電気事業、工業水道事業及び埋立事業）の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算（平成22年度）

区 分	総 費 用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成21年度の総費用に 占める職員給与費比率
電気事業	1,554,740千円	182,725千円	313,072千円	20.14%	19.04%
工業水道事業	588,824千円	▲ 65,967千円	59,201千円	10.05%	11.84%
埋立事業	120,486千円	39,842千円	17,481千円	14.51%	8.4%

(イ) 予算（平成23年度）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B	
電気事業	37人	145,131千円	36,533千円	51,279千円	232,943千円	6,296千円
工業用水事業	6人	25,547千円	7,144千円	8,986千円	41,677千円	6,946千円
埋立事業	2人	8,541千円	3,010千円	3,044千円	14,595千円	7,298千円

(注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。

2 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
電気事業	鳥 取 県 44.0歳	334,074円	517,940円

	団体平均	43.7歳	364,564円	567,269円
工業用水事業	鳥取県	37.2歳	439,786円	662,279円
	団体平均	45.0歳	363,147円	558,202円
埋立事業	鳥取県	46.0歳	349,675円	565,011円
	団体平均	46.9歳	399,899円	606,992円
県（一般行政職）		42.2歳	318,682円	399,909円

- (注) 1 団体平均とは、都道府県の当該事業区分の平均値です（以下同じ。）。  
2 団体平均の数値は、平成22年4月1日現在です。  
3 団体平均の平均給料月額には、給料のほか扶養手当及び地域手当を含みます。  
4 団体平均の平均給与月額には、給料のほか通勤手当などの毎月支払われる手当及び期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況（平成23年4月1日現在）

(ア) 期末手当・勤勉手当

(制度内容) (13)のアと同じです。

(平成22年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数（平成22年12月）	1人当たりの平均支給額
64,061 千円	47 人	1,362,996 円

(イ) 退職手当

(制度内容) (13)のイと同じです。

(平成22年度支給実績)

支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給額
53,820 千円 (53,820 千円)	2 人 (2 人)	26,910,022 円 (26,910,022 円)

(注) ( )内は、平成22年度の勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

(ウ) 地域手当

(制度内容) (13)のウと同じです。

(平成22年度支給実績) なし

(エ) 特殊勤務手当

(制度内容) (13)のエと同じです。

(平成22年度支給実績)

年間支給総額		585 千円			
1人当たりの平均支給年額		27,854 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		44.7 %			
手当の種類（手当数）		3種類（うち一般行政職の職員と共通のもの2種類）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員（延べ）
特殊現場作業手当	企業職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、検査、測量、調査又は指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	585千円	162人
		トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
		発電所の建設現場で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額600円		
		発電所又は工業用水道施設の維持管理に関する業務	日額300円 風力発電所のタワー昇降等、浄水場着水井の点検に係る業務 日額600円 圧力ずい道の点検に係る業務 日額1,200円 (4時間未満60/100)		
		職員が著しく足場が不安定で危険な箇所で行う発電用導水路及び水圧管路設置工事の監督、検査、測量、調査又は指導の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		

災害応急等作業手当	企業職員	ダム、鉄管路における災害現場において急斜面での作業を行う巡回監視業務	日額1,200円 危険区域等の加算あり	—	—
		異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務	日額600円 危険区域等の加算あり		
		異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務	日額1,200円 危険区域等の加算あり		
用地交渉手当	企業職員	用地の取得のための折衝業務	日額600円	—	—

(オ) 時間外勤務手当

(制度内容) (13)のオと同じです。

(支給実績)

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
平成22年度	18,511千円	42人	440,740円
平成21年度	23,106千円	45人	513,465円

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容 (平成23年4月1日現在)	(13)の力の制度との異同	(13)の力の制度と異なる内容	平成22年度支給実績
扶養手当	ア 配偶者 月額10,500円 イ 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち 月額11,000円 1人目まで エ 15歳に達する日後の最初の4月1日 1人月額5,000円 から22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子 (加算額)	同じ	—	(総額) 6,960千円 (職員数) 34人 (平均) 204,691円
住居手当	借家・借間居住者 (家賃月額12,000円以下の場合を除く。) 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	同じ	—	(総額) 3,020千円 (職員数) 10人 (平均) 302,040円
初任給調整手当	採用による欠員補充が困難である職 (医師・歯科医師・獣医師) の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給する手当です。 (支給月額) 経年数の増加に応じて減少する定額が定められています。 (最高月額306,000円)	同じ	—	—
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 ( ・ 定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・ 定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。 ・ 1月当たり55,000円を上限とする。 ----- 自動車等利用者 通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円までの範囲内で支給 ----- 特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の2分の1の額を加算 ----- 駐車料金を負担している場合 (パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額 (1月当たり3千円を上限とする。) の通勤手当を支給 ----- ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	同じ	—	(総額) 5,563千円 (職員数) 43人 (平均) 129,378円

管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員（管理職員）に対して支給する手当です。 （支給月額） 給料表、職務の級、手当区分に応じて定額が定められています。	同じ	—	(総額) 4,629千円 (職員数) 5人 (平均) 925,800円
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給する手当です。 （算定方法） 支給月額 = 23,000円 + 加算額 （加算額） 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内で定められています。交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算はありません。	同じ	—	(総額) —千円 (職員数) —人 (平均) —円  ※職員数が少ないため、掲載していません。
特地勤務手当に準ずる手当	生活の不便な地に所在する公署に異動し、異動に伴って住居を移転する場合における精神的な負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするために支給する手当です。 （算定方法） 支給月額 = (支給対象公署に異動した時点の給料月額 + 扶養手当) × 支給割合 （支給割合） 異動等の日からの経過期間等によって2/100から5/100までの割合が定められています。	同じ	—	—
休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始）において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給する手当です。 （算定方法） 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ	—	(総額) 544千円 (職員数) 42人 (平均) 12,942円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給する手当です。 （算定方法） 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ	—	(総額) 192千円 (職員数) 42人 (平均) 4,573円
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給する手当です。 （支給額） 勤務1回当たり4,200円支給します。 （注） 宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,100円です。	同じ	—	—
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給する手当です（管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。）。 （支給額） 勤務1回当たり8,000円から12,000円までの範囲内で支給します。最高額は、局長の場合です。 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額を支給します。	同じ	—	—

(注) 「平成22年度支給実績」欄の「(総額)」は平成22年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成22年度支給職員数（一部は、平成22年4月1日現在支給対象職員数）を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

#### (16) 病院事業（中央病院及び厚生病院）の状況

##### ア 職員給与費の状況

##### (ア) 決算（平成22年度）

区分	総費用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成21年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成22年度	16,498,678千円	771,717千円	8,970,693千円	54.4%	53.4%

##### (イ) 予算（平成23年度）

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たりの給与費 B/A
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
平成23年度	1,018人	3,620,311千円	1,642,002千円	1,292,391千円	6,554,704千円	6,439千円

- (注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。  
 2 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
病 院 局	36.5 歳	295,732 円	442,681 円
県（一般行政職）	42.2 歳	318,682 円	399,909 円

ウ 職員の手当の状況（平成23年4月1日現在）

(ア) 期末手当・勤勉手当

(制度内容) (13)のアと同じです。  
 (平成22年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数（平成22年12月）	1人当たりの平均支給年額
1,161,925 千円	968 人	1,200,336 円

(イ) 退職手当

(制度内容) (13)のイと同じです。  
 (平成22年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
457,978 千円 (401,943 千円)	58 人 (17 人)	7,896,174 円 (23,643,703 円)

(注) ( )内は、勲奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

(ウ) 地域手当

(制度内容) (13)のウと同じです。  
 (平成22年度支給実績) なし

(エ) 特殊勤務手当

(制度内容) (13)のエと同じです。  
 (平成22年度支給実績)

年 間 支 給 総 額		182,793 千円			
1 人 当 た り の 平 均 支 給 年 額		240,201 円			
職 員 全 体 に 占 め る 手 当 支 給 職 員 の 割 合		80.0 %			
手 当 の 種 類 ( 手 当 数 )		4 種 類 ( うち知事部局と共通のもの3 種類)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員(延べ)
放射線取扱手当	診療放射線技師	一般行政職の職員に同じ。		3,657千円	124人
防疫等業務手当	看護師及び准看護師	病院の結核病棟又は感染症病棟における業務	日額300円	2,561千円	92人
	中央放射線室職員	結核病棟又は感染症病棟における業務			
	運転士及び自動車整備士	感染症の患者等を自動車で移送する業務			
	中央検査室職員	結核菌その他の病原体を直接取り扱う業務	月額5,500円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
医療業務手当	医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務	院長 月額49,000円 副院長及び局長 月額44,000円 副局長及び部長 月額37,000円 医長、副医長及び室長(3級の職務にあるもの) 月額29,000円	43,658千円	136人

			医長、副医長及び室長 (2級の職にあるもの) 月額24,000円 医師及び歯科医師 月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
夜間看護等 手 当	病院の病棟に勤務する助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	深夜勤務4時間以上 1回3,300円 2時間以上4時間未満 1回2,900円 2時間未満 1回2,000円 特別事情の加算あり	132,916千円	697人
	病院に勤務する医師、助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う救急医療等の業務	1回1,240円		

(オ) 時間外勤務手当

(制度内容) (13)のオと同じです。  
(支給実績)

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
平成22年度	689,775千円	924人	746,510円
平成21年度	708,523千円	862人	821,953円

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容(平成23年4月1日現在)	(13)の力の 制度との異同	(13)の力の 制度と異なる内容	平成22年度支給実績
扶 養 手 当	ア 配偶者 月額10,500円	同じ	—	(総額) 70,231千円 (職員数) 324人 (平均) 216,761円
	イ 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円			
	ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人目まで エ 15歳に達する日後の最初の4月1日 1人月額5,000円 から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(加算額)			
住 居 手 当	借家・借間居住者(家賃月額12,000円以下の場合を除く。)家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給	同じ	—	(総額) 74,696千円 (職員数) 249人 (平均) 299,986円
	単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額			
通 勤 手 当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期券と回数券のうち安価な方の額による。</li> <li>・定期券は、6月以内の最も長い期間のものによる。</li> <li>・1月当たり55,000円を上限とする。</li> </ul>	同じ	—	(総額) 64,241千円 (職員数) 743人 (平均) 86,462円
	自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円までの範囲内で支給			
	特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の2分の1の額を加算			
	駐車料金を負担している場合(パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けて			

	いる職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額（1月当たり3千円を上限とする。）の通勤手当を支給 ----- ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給			
管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員（管理職員）に対して支給する手当です。 （支給月額） 給料表、職務の級、手当区分に応じて定額が定められています。	同じ	—	（総額） 28,568 千円 （職員数） 30 人 （平均） 952,267 円
初任給調整手当	採用による欠員補充が困難である職（医師・歯科医師）の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給する手当です。 （支給月額） 経験年数の増加に応じて減少する定額が定められています。（最高月額306,000円）	同じ	—	（総額） 395,459 千円 （職員数） 119 人 （平均） 3,323,186 円
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給する手当です。 （算定方法） 支給月額 = 23,000円 + 加算額 （加算額） 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内で定められています。交通距離が100キロメートル未満の場合は加算はありません。	同じ	—	（総額） 1,164 千円 （職員数） 4 人 （平均） 291,000 円
休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始）において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給する手当です。 （算定方法） 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ	—	（総額） 107,086 千円 （職員数） 924 人 （平均） 115,894 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給する手当です。 （算定方法） 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ	—	（総額） 61,201 千円 （職員数） 924 人 （平均） 66,235 円
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給する手当です。 （支給額） 勤務1回当たり4,200円支給します。 （注）宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,100円です。	同じ	—	（総額） 47,272 千円 （職員数） 154 人 （平均） 306,958 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給する手当です（管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。）。 （支給額） 勤務1回当たり6,000円から12,000円までの範囲内で支給します。最高額は、院長の場合です。 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額を支給します。	同じ	—	（総額） 3,617 千円 （職員数） 7 人 （平均） 516,714 円

（注）「平成22年度支給実績」欄の「（総額）」は平成22年度年間支給総額を、「（職員数）」は平成22年度支給職員数（一部は、平成22年4月1日現在支給対象職員数）を、「（平均）」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

### 3 職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況

#### (1) 職員の勤務時間（平成23年4月1日現在）

一般行政職員の勤務時間は、次のとおりです。

なお、子の養育、家族の介護等の特別の事由がある場合には時差出勤が認められているほか、職務の特殊性から次の勤務時間により難しい場合には別に勤務時間を定めています。

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで

**(2) 職員の年次有給休暇の取得状況（平成22年）**

年次有給休暇は、その年の在職期間等を考慮し、20日を超えない範囲内の日数が付与されます。  
職員1人当たりの平均の年次有給休暇の取得日数は、次のとおりです。

区 分	平成22年	平成21年
一般行政職員	10.4日	10.5日
教 員	10.3日	9.9日
警 察 官	5.5日	4.9日

**(3) 職員の時間外勤務及び休日勤務の状況（平成22年度）**

職員1人当たりの1月の平均の時間外勤務及び休日勤務の時間数は、次のとおりです。

区 分	平成22年度	平成21年度
一般行政職員	13.7時間	18.7時間
警 察 官	43.6時間	49.7時間

(注) 教員は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の規定により原則として時間外勤務は命じないこととされています。

**(4) 特別休暇の状況（平成23年4月1日現在）**

休暇の種類	休暇の概要	付与日数・期間等	国の制度との比較
特別休暇 (有給)	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	骨髄移植のために骨髄液の提供等を行う場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において5日以内 ※東日本大震災に対処するための活動については7日以内。（平成23年12月31日までの特例措置。）	国は、国際交流事業等一部の活動については対象外 ※東日本大震災に対処するための活動については国と同じ
	結婚の場合	1週間以内	国は、連続する5日の範囲内
	妊娠中又は産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠の期間等に応じて決められた回数につき、それぞれ1日の範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑等が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は補食するために必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合	2週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし
	8週間（多胎妊娠の場合には14週間）以内に出産する予定である女性職員が請求した場合	請求した日から出産した日までの期間	国は、6週間以内（多胎妊娠の場合は同じ）
	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間	国と同じ
	職員が生後満1年6月に達しない生児を育てる場合	1日2回各45分以内の期間	国は、生後1年に達しない子について、1日2回各30分以内
	生理日のため勤務が著しく困難である場合	その都度必要と認める期間	国は、病気休暇扱い
	妻の出産の場合	3日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、2日の範囲内
	妻の産前産後期間において、当該出産に係る子又はその子以外の小学校就学前の子を養育する職員が、養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	中学校就学前の子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（子が2人以上の場合は10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、小学校就学前の子の看護が対象
	職員が、要介護者の介護等の世話を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	忌引の場合	死亡した者との関係により定める日数の範囲内でその都度必要と認める期間	国は、配偶者の場合7日（鳥取県は、10日）
	父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事のため必要と認められる場合	慣習上、最小限度必要と認める期間	国は、父母の追悼のための特別な行事について1日の範囲内
	夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日等を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間	国は、連続する3日の範囲内
感染症の予防に関する法令の規定による健康診断、就業制限等により勤務することが困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国は、職員の就業を禁止する措置を執る（勤務しない期間が90日を超える場合は、以後の俸給が半減される。）。	



	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合 ・職員の現住居が滅失し又は損壊した場合で、職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難している場合 ・職員及び職員と同一世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合にそれらの確保を行う場合	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	地震、水害、火災その他の災害、交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等において職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
病気休暇 (有給)	職員が負傷又は疾病のため療養することが必要であり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	医師の証明等に基づき最小限度で必要と認める期間（私事による負傷又は疾病の場合は、引き続き90日を超えない範囲内）	国と同じ（勤務しない期間が90日を超える場合は、以後の俸給が半減される。）
無給休暇	職員が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間	国と同じ
	職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合	4年を超えない期間内において必要と認められる期間	国は、制度なし

#### (5) 自己啓発等休業の状況（平成22年度）

公務に係る能力の向上に資するため、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合に、3年を超えない範囲で休業（無給）することができます。

区 分	一般行政職員	教 員	警 察 官	計
取得件数	4件	2件	—	6件
期間延長件数	—	—	—	—
失効、取消	—	—	—	—

#### (6) 修学部分休業の状況（平成22年度）

公務に係る能力の向上に資するため、大学等の教育施設において修学する場合に、2年を超えない範囲で部分休業（1週間につき20時間以内の無給休業）を取得することができます。

平成22年度については、修学部分休業の取得実績はありません。

#### (7) 育児休業の状況（平成22年度）

養育する子が3歳に達する日までの間、育児のために休業（無給）を取得することができます。

区 分	一般行政職員		教 員		警 察 官		計	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
取得件数	12件	126件	6件	98件	—	2件	18件	226件
期間延長件数	1件	19件	—	23件	—	2件	1件	44件
失効、取消	—	29件	—	12件	—	—	—	41件

#### (8) 育児短時間勤務の状況（平成22年度）

養育する子が小学校就学までの間、短時間勤務を行うことができます。

勤務時間に応じた給与となります。

区 分	一般行政職員		教 員		警 察 官		計	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
取得件数	1件	17件	—	8件	—	—	1件	25件
期間延長件数	—	3件	—	4件	—	—	—	7件
失効、取消	—	4件	—	1件	—	—	—	5件

#### (9) 旅費の制度の概要（平成23年4月1日現在）

区 分	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)			食卓料 (1夜につき)
		甲地方 (東京都 特別区等)	乙地方 (甲、丙 地方以外)	丙地方 (鳥取県 の区域内)	
一 般 職	2,200円	10,900円	9,800円	8,200円	2,200円
特 別 職	3,000円	14,800円	13,300円	11,700円	3,000円
議会議員、知事、副知事	3,000円	14,800円	13,300円	11,700円	3,000円
教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公安委員会の委員、監査委員、労働委員会のあつせん委員並びに病院事業管理者	2,600円	13,100円	11,800円	10,200円	2,600円
専門委員、附属機関の委員その他の構成員及び選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人、審査分会立会人、その他の特別職の職員	2,200円	10,900円	9,800円	8,200円	2,200円

(注) 日当は、県外出張で宿泊を伴う旅行の場合及び午後9時以降に帰着する旅行のみ支給されます。

#### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 職員の分限の件数（平成22年度）

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合等に、本人の意に反する不利益な身分の変動をもたらす処分をいい、休職、降任及び免職の3種類があります。

区 分	休職	降任	免職	計
一般行政職員	143件	—	2件	145件
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—
心身の故障の場合	143件	—	1件	144件
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	1件	1件
教 員	98件	—	—	98件
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—
心身の故障の場合	98件	—	—	98件
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—
警 察 官	32件	—	—	32件
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—
心身の故障の場合	32件	—	—	32件
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—
計	273件	—	2件	275件
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—
心身の故障の場合	273件	—	1件	274件
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	1件	1件

(注) 1 降任の処分は、該当ありません。

2 処分件数は、休職の更新などにより、1名が2回以上処分される場合があります。

##### (2) 職員の懲戒等の件数（平成22年度）

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対してその責任を追及して行う不利益処分をいい、戒告、減給、停職及び免職の4種類があります。また、懲戒処分に至らない指導措置として、訓告、訓戒、注意等があります。

区 分	戒告	減給	停職	免職	計	訓告等
一般行政職員	1件	—	—	3件	4件	76件
法令に違反した場合	—	—	—	2件	2件	31件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	—	—	—	—	—	38件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1件	—	—	1件	2件	7件
教 員	—	1件	1件	—	2件	59件
法令に違反した場合	—	1件	—	—	1件	20件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	—	—	—	—	—	8件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	1件	—	1件	31件
警 察 官	1件	2件	1件	—	4件	7件
法令に違反した場合	1件	1件	1件	—	3件	2件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	—	—	—	—	—	2件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	1件	—	—	1件	3件
計	2件	3件	2件	3件	10件	142件
法令に違反した場合	1件	2件	1件	2件	6件	53件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	—	—	—	—	—	48件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1件	1件	1件	1件	4件	41件

#### 5 職員の営利企業等の従事の許可その他のサービスの状況

##### (1) 営利企業等の従事許可の件数（平成22年度）

地方公務員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項の規定により自ら営利企業を営むこと、報酬を得て事業に従事すること等が原則禁止されていますが、任命権者の許可を受けることで営利企業等に従事することができる場合があります。

営利企業等の従事の内容	一般行政職員	教 員	警 察 官	計
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問及び評議員並びに当該会社及び団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合（業務上の関連により県出資法人の役員に無報酬で就任する場合等）	7件	—	—	7件
自ら営利を目的とする私企業を営む場合（農業等）	5件	2件	—	7件
報酬を得て事業又は事務に従事する場合（消防団員、大学の非常勤講師等）	274件	84件	—	358件
計	286件	86件	—	372件

(注) 警察官は、実績なし。

##### (2) 職務上の秘密に属する事項の発表の許可の件数（平成22年度）

職務上の秘密事項の発表の内容	一般行政職員	教 員	警 察 官	計
民事事件に関して裁判所で証人として尋問される場合又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	—	—	—	—
刑事事件に関して裁判所で証人として尋問される場合又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	9件	—	8件	17件
人事委員会が法律又は条例に基づく権限の行使に関し、証人を喚問し、又は書類若しくはその写しの提出を求めた場合	—	—	—	—
計	9件	—	8件	17件

(注) 教員は、実績なし。

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 職員の研修に関する計画の概要及び実施状況

区分	研修の種類	具体的な取組(平成23年4月1日現在)	実施状況(平成22年度)	
			参加者	修了者
職員人材開発センター (一般行政職員対象)	基礎研修	職位や職種ごとに必要となる知識、管理能力等の習得を目的とした研修(新規採用職員研修、2～7年程度の若手職員研修、中堅職員研修、新任係長・課長補佐・課長級研修、昇任前ステップアップ研修等)	1,288人	1,274人
	能力開発・向上研修	地方行政に携わる職員としての必要な知識及び能力の習得を目的とした研修(理解・判断・論理的思考能力、企画立案・業務改善能力、業務マネジメント能力、人材育成・人事管理能力、コミュニケーション・対話・調整能力、業務実施能力、法務能力、特定課題の各分野に関する研修)	904人	879人
	自己啓発支援研修	業務に役立つ語学講座等、職員の資質向上を目的とした研修(語学講座、手話講座、通信教育等)	105人	81人
	所属機関研修	部下職員の指導方法等、職場内での職員育成又は業務能率の向上を目的とした研修(新規採用職員サポーター研修等)	109人	102人
教育センター (教職員対象)	基本研修	教育一般についての必要な基礎的知識・技能の習得のほか、教職経験に応じて職務の遂行に必要な資質・指導力の向上等を目的とした研修(初任者研修・新規採用教員研修、2年次フォローアップ研修、教職経験者研修(5年経験者研修・10年経験者研修・キャリアデザイン研修))	589人	589人
	職務研修	職務ごとに必要となる専門知識・技能等の向上を図る研修(校長・教頭等を対象とした学校経営研修、教務主任・進路指導主事等を対象とした主任・主事研修、養護教諭・司書教諭等を対象とした職務に応じた研修)	3,673人	3,673人
	専門研修	教育課題や教科等の専門知識・技能の向上を図る研修を希望により実施(幼児教育、各種教育課題等に関する研修)	4,813人	4,813人
警察学校 (警察職員対象)	初任科、各級任用科等	新たに採用した警察官、各階級昇任者等に対し、その職務執行に必要な知識、能力等を修得させる研修	183人	183人
	専科	特定の分野に関する専門的な知識、技能を修得させる研修	269人	269人

### (2) 職員の勤務成績の評定に関する制度の概要(平成23年4月1日現在)

年々多様化する行政ニーズに対応するため、職員の育成並びに勤務意欲及び能力の向上を目的として、人事評価を実施しています。面談により、評価結果を職員本人に開示するとともに、上司から業務に関する指導助言を行うなど、職員の能力開発に資する取組を行っています。

#### 人事評価制度の概要

区分	具体的な取組		
	一般行政職員	教員	警察
評価方法	絶対評価	絶対評価	絶対及び相対評価(課長補佐以上の者は絶対評価のみ)
評価の対象者	全職員(部長級職員、派遣職員、併任職員、休職者等は除く)	市町村(学校組合)立学校及び県立学校に勤務する教職員(評価機関における勤務期間が3月に満たない教職員等は除く)	全職員(地方警務官、警察学校長、休職者、臨時的任用職員及び非常勤職員は除く)
評価者研修	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施	評価の公平性、客観性の確保のため評定者に対する研修を実施	なし
評価時期	年2回(10月、2月)	年1回(1月)	年1回(1月)
苦情相談窓口	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	なし
評価結果の反映	人事配置、給与(昇給・勤勉手当)に反映	人事配置等に反映 管理職については昇給に反映	人事配置に反映
面談	上司と部下の面談を年3回実施 ・業務目標の確定 ・評価結果の本人開示 ・部下の意欲向上につながる指導、助言	評価対象者と評定者の面談を年3回実施 ・学校目標達成への意欲醸成、資質能力の伸長 ・次年度の目標設定に向け、意欲を喚起	なし
自己申告制度	業務管理支援及び能力・キャリア開発を目的とした「業務管理・キャリア開発シート」の作成を実施	学校教育目標を踏まえた自己目標を定める教職員の自己申告制度を実施	なし

## 7 職員の健康管理に関する福祉の状況

### (1) 安全衛生管理体制（平成22年度）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、各事業所の業種及び規模に応じて次のとおり管理者等を選任しています。

区 分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数
知事部局等	4	4	5	5	21	21	26人	46	46
教育委員会	-	-	-	-	31	31	31人	10	10
警察本部	-	-	-	-	6	6	10人	6	6

区 分	産 業 医				委 員 会				左のうち安全衛生委員会として設置している事業場数
	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	実選任者数	衛生委員会		安全委員会		
					選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち設置事業場数	
知事部局等	21	21	21人	5人	21	21	5	5	5
教育委員会	31	31	31人	31人	31	31	-	-	-
警察本部	6	6	6人	4人	6	6	-	-	-

(注) 知事部局等には、企業局、病院局及び各種委員会を含みます（以下同じ。）。

### (2) 職員のための福利厚生活動事業（平成22年度）

職員の福利厚生及び健康管理のための各種事業を行っています。

事 業 名		事業の概要・目的	平成22年度 決 算 額
知事部局等	職員会館運営事業	職員の健康づくり及び文化活動を行う施設として、職員会館の運営を実施	551千円
	労働安全・衛生事務	職員が職場で安全かつ健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催、安全管理者、衛生管理者及び産業医の設置等並びに定期健康診断及び特定業務従事者健康診断等を実施	100,842千円
	健康診断事業	職員に対して、定期健康診断、特定業務従事者健康診断等を実施	
	健康相談・指導事務	職員に対して、健康相談、健康教育等を実施	4,544千円
	メンタルヘルス対策事業	職員が心の病気を予防し、及び心の健康を保持増進できるようにするため、ストレスチェック、職員相談、専門相談、職員研修等を実施	
	健康増進事業負担金	職員の健康管理のため、人間ドック事業を行う地方職員共済組合に対し、負担金を交付	
	職員文化活動推進事業補助金	職員が郷土伝統芸能行事に参加し、職員及び県民に地域文化に触れる機会を提供する事業へ補助を行う。	1,890千円
計		122,236千円	
教育委員会	教職員福利厚生事業	教育関係職員の福利厚生を推進と働きやすい職場環境づくりの整備	8,434千円
	教職員健康対策事業	教職員の疾病の早期発見と生活習慣病の予防のための各種健康診断の実施	28,562千円
	教職員心の健康対策事業	近年増加傾向にある教職員の精神性疾患に対する対策として、相談体制の充実、教職員の意識啓発、退職者や復職者の支援及び職場の環境改善	932千円
	計		37,928千円
警察本部	健康診断事業	職員に対して、定期健康診断、各種特別検診等を実施	19,188千円
	メンタルヘルス事業	職員の心の病気の予防、心の健康の保持のため、メンタルヘルス相談を実施	164千円
	計		19,352千円

### (3) 職員の健康診断の状況（平成22年度）

職員の健康診断は、定期健康診断のほか、特定業務従事者健康診断として、深夜業務従事者、給食業務従事者、自動車運転業務従事者等の業務従事内容又は職種に応じて必要な健康診断を行っています。

健康診断の種類	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数
定期健康診断	4,163人	4,144人	2,858人	2,622人	1,397人	1,397人
特定業務従事者健康診断	3,629人	3,548人	16人	16人	357人	351人

## 8 職員の勤務条件に関する措置の要求に係る職員の利益の保護の状況

（前年度における勤務条件に関する措置の要求に関し人事委員会が行った勧告への対応状況）  
該当なし

## 第2 鳥取県人事委員会の業務の状況

### 1 職員の競争試験及び選考の状況

#### (1) 職員の競争試験の状況（平成22年度）

ア 県職員採用試験（大学卒業程度）＜第1次試験日 平成22年6月27日＞

職 種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		採用候補者数(B)		競争率 (A/B)
	うち女性		(A)	うち女性		うち女性	うち女性		
事務（一般コース）	574人	208人	392人	141人	48人	12人	31人	11人	12.6倍
事務（環境コース）	18人	5人	10人	4人	0人	—	0人	—	—
総合化学（一般コース）	53人	15人	43人	11人	7人	1人	3人	1人	14.3倍
総合化学（食品化学コース）	10人	6人	9人	6人	7人	4人	3人	2人	3.0倍
農 業	59人	21人	38人	16人	16人	6人	10人	5人	3.8倍
林 業	15人	6人	11人	5人	6人	3人	3人	2人	3.7倍
水 産	15人	1人	12人	1人	4人	1人	2人	1人	6.0倍
土 木	83人	10人	65人	7人	38人	5人	17人	4人	3.8倍
社会福祉（福祉コース）	44人	25人	37人	22人	8人	4人	3人	1人	12.3倍
社会福祉（心理コース）	15人	14人	13人	12人	6人	5人	4人	3人	3.3倍
獣 医 師	10人	7人	10人	7人	10人	7人	7人	6人	1.4倍
薬 剤 師	8人	4人	7人	3人	7人	3人	3人	3人	2.3倍
計	904人	322人	647人	235人	157人	51人	86人	39人	7.5倍

イ 県職員採用試験（民間企業等経験者対象・大学卒業程度）＜第1次試験日 平成22年8月8日＞

職 種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		採用候補者数(B)		競争率 (A/B)
	うち女性		(A)	うち女性		うち女性	うち女性		
事務（一般）	209人	55人	145人	41人	15人	—	5人	—	29.0倍
事務（経済交流）	9人	1人	8人	1人	4人	—	1人	—	8.0倍
建 築	11人	—	7人	—	5人	—	2人	—	3.5倍
土 木	42人	—	31人	—	14人	—	4人	—	7.8倍
計	271人	56人	191人	42人	38人	—	12人	—	15.9倍

ウ 県職員採用試験（大学卒業程度）＜第1次試験日 平成22年9月19日＞

職 種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		採用候補者数(B)		競争率 (A/B)
	うち女性		(A)	うち女性		うち女性	うち女性		
保健師（警察職員）	15人	15人	12人	12人	4人	4人	1人	1人	12.0倍
計	15人	15人	12人	12人	4人	4人	1人	1人	12.0倍

エ 県職員採用試験（短大卒業程度）＜第1次試験日 平成22年9月26日＞

職 種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		採用候補者数(B)		競争率 (A/B)
	うち女性		(A)	うち女性		うち女性	うち女性		
保 育 士	58人	43人	49人	36人	16人	12人	7人	7人	7.0倍
計	58人	43人	49人	36人	16人	12人	7人	7人	7.0倍

オ 県職員採用試験（高校卒業程度）＜第1次試験日 平成22年9月26日＞

職 種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		採用候補者数(B)		競争率 (A/B)
	うち女性		(A)	うち女性		うち女性	うち女性		
一般事務	87人	45人	80人	42人	14人	7人	10人	4人	8.0倍
警察事務	138人	69人	108人	53人	25人	11人	9人	7人	12.0倍
計	225人	114人	188人	95人	39人	18人	19人	11人	9.9倍

カ 県職員採用試験（身体障がい者対象・高校卒業程度）＜第1次試験日 平成22年9月19日＞

職 種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		採用候補者数(B)		競争率 (A/B)
	うち女性		(A)	うち女性		うち女性	うち女性		
一般事務	11人	3人	11人	3人	8人	2人	2人	—	5.5倍
計	11人	3人	11人	3人	8人	2人	2人	—	5.5倍

キ 県職員採用試験（警察官A）＜第1次試験日 平成22年5月9日＞

職 種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		採用候補者数(B)		競争率 (A/B)
	うち女性		(A)	うち女性		うち女性	うち女性		
警察官(男性)	222人	—	194人	—	144人	—	50人	—	3.9倍
警察官(女性)	52人	52人	43人	43人	16人	16人	7人	7人	6.1倍
警察官(男性) (男性・武道/柔道)	1人	—	1人	—	1人	—	0人	—	—
警察官(男性) (男性・武道/剣道)	1人	—	1人	—	1人	—	1人	—	1.0倍
計	276人	52人	239人	43人	162人	16人	58人	7人	4.1倍

ク 県職員採用試験（警察官B）＜第1次試験日 平成22年9月19日＞

職 種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		採用候補者数(B)		競争率 (A/B)
	うち女性		(A)	うち女性		うち女性	うち女性		
警察官(男性)	186人	—	169人	—	101人	—	34人	—	5.0倍
警察官(女性)	22人	22人	18人	18人	8人	8人	4人	4人	4.5倍
計	208人	22人	187人	18人	109人	8人	38人	4人	4.9倍

(2) 職員の選考の状況（平成22年度）

区分	採用選考					昇任選考						
	知事 部局等	教育 委員会	警察 本部	病院局	計	知事 部局等	教育 委員会	警察 本部	病院局	計		
行政職	部長相当職	1人	—	—	—	1人	4人	—	—	—	4人	
	次長相当職	—	2人	—	—	2人	6人	1人	—	—	7人	
	課長相当職	2人	—	—	—	2人	41人	5人	2人	1人	49人	
	課長補佐相当職	5人	—	—	—	5人	79人	6人	4人	2人	91人	
	係長相当職	6人	—	—	—	6人	129人	13人	13人	4人	159人	
	主事相当職	16人	5人	1人	—	22人	—	—	—	—	—	
公安職	部長相当職	—	—	—	—	—	—	—	8人	—	8人	
	課長相当職	—	—	1人	—	1人	—	—	15人	—	15人	
	課長補佐相当職	—	—	2人	—	2人	—	—	—	—	—	
	係長相当職	—	—	6人	—	6人	—	—	—	—	—	
	主任相当職	—	—	2人	—	2人	—	—	—	—	—	
教育職1	教頭相当職	—	—	—	—	—	1人	—	—	—	1人	
	教諭相当職	—	1人	—	—	1人	—	—	—	—	—	
教育職2	教頭相当職	—	1人	—	—	1人	—	—	—	—	—	
	教諭相当職	2人	8人	—	—	10人	—	—	—	—	—	
研究職	所長相当職	—	—	1人	—	1人	—	—	—	—	—	
	室長相当職	1人	—	—	—	1人	—	—	—	—	—	
医療職	(1)	副院長相当職	—	—	—	1人	1人	—	—	—	2人	2人
		部長相当職	—	—	—	—	—	—	—	—	1人	1人
		医長相当職	1人	—	—	9人	10人	1人	—	—	4人	5人
		医師相当職	2人	—	—	9人	11人	—	—	—	—	—
	(2)	課長相当職	—	—	—	—	—	1人	—	—	1人	2人
		課長補佐相当職	—	—	—	—	—	3人	—	—	—	3人
		係長相当職	—	—	—	—	—	1人	—	—	3人	4人
		衛生技師相当職	1人	—	—	9人	10人	—	—	—	—	—
	(3)	副局長相当職	—	—	—	—	—	1人	—	—	1人	2人
		看護師長相当職	—	—	—	—	—	—	—	—	13人	13人
		看護主任職	—	—	—	—	—	3人	—	—	20人	23人
		看護師相当職	5人	—	—	71人	76人	—	—	—	—	—
		機関長相当職	—	—	—	—	—	1人	1人	—	—	2人
海事職	一等航海士相当職	—	—	—	—	—	2人	1人	—	—	3人	
	二等航海士相当職	2人	2人	—	—	4人	—	—	—	—	—	
	計	44人	19人	13人	99人	175人	273人	27人	42人	52人	394人	

※各区分のうち、記載のない職位は該当者なし

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況（平成22年度人事委員会勧告）

(1) 給与報告・勧告の骨子

平成22年度の給与改定

ア 月例給の据置

イ 特別給の引上げ

・特別給（ボーナス）の支給月数の0.04月分引上げ（3.86月分→3.90月分）

(2) 給与決定の原則

地方公務員法第24条第3項は「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定しており、これらの判断基準を調査し、総合勘案した。

(3) 給与を取り巻く状況

ア 民間事業所従業員の給与の状況

人事院と共同で県内の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の215事業所のうちから143事業所を抽出し、従業員の個人別給与を実地調査して県職員と比較した。

〈月例給・特別給の公民比較〉

区分	県内民間(A)	県職員(B)	公民較差(A-B)
月例給(平成22年4月分)	339,453円	340,379円	△926円(△0.27%)
；わたり廃止の経過措置無	339,453円	339,786円	△333円(△0.10%)
；給与構造改革の現給保障措置無	339,453円	336,935円	2,518円(0.75%)
；経過措置・現給保障措置ともに無	339,453円	335,767円	3,686円(1.10%)
特別給(平成21年8月～平成22年7月)	3.90月分	3.86月分	0.04月分

(注) 月例給は、ラスパイレス方式による比較

イ 国家公務員の給与の状況

・本県においては、国と概ね類似の給与制度をとっている。

・人事院においては去る8月10日に月例給及びボーナスともに引き下げる（月例給については、例年と異なり、その引下げを中高年齢以上に限定し、特に50歳台後半層についてはその支給額を更に重点的に引下げ）こと等を内容とする報告・勧告を行った。併せて、国家公務員の育児休業等に関する法律を改正するよう意見の申出を行った。

・また、国と県との給与を昨年4月1日現在で比較した国公ラスパイレス指数において、本県では、給与の減額改定、わたり廃止の経過措置の解消等が進んできた結果、当該指数の差が拡大しており、今年度は更に拡大することが予想される。

〈国公ラスパイレス指数（国＝100）〉

H14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
97.6	97.3	95.7	95.5	96.5	97.3	98.8	95.3

（注）平成14年から19年までは職員の給与カットを実施しており、そのカット後の額で比較

- ウ 他都道府県の職員の給与の状況
- ・他の地方公共団体においては、本県と同様に国と概ね類似の給与制度をとっている。
  - ・本年の給与改定については、これまでに政令市をはじめ、一部の県で勧告が行われているところ、概ね地域の実態をより反映したものとなっている。
- エ 生計費及びその他の事情
- ・勧告後の給与は、生計費を充足している。
  - ・民間における経済、雇用情勢等は依然として厳しい状況が続いているが、改善を示す指標も見受けられるところである。

**(4) 勧告に当たっての考え方**

- ・月例給については、
  - ①国及び他の地方公共団体との給与水準がかい離している状況の中で本年も当該かい離が拡大する見込みである。なお、県内4市の給与水準もすべて本県を上回る状況であること
  - ②給与の減額改定やわたり廃止の経過措置額の縮減の結果比較給与ベースで県職員給与が確実に減少している一方で民間事業所従業員の給与月額はずか増加したことにより公民較差が△0.27%、わたり廃止の経過措置額を除いた場合の公民較差は△333円、△0.10%と、公民がほぼ均衡した水準となっていること
 から、これらを踏まえて総合的に判断することが公務員に労働基本権が制約されていることの代償措置として給与勧告制度が設けられている趣旨に適うものであり、有能な人材の確保及び職員の職務執行に対する士気の確保等の観点から、据え置きとすることとした。
- ・特別給については、地域の民間事業所の実態を反映させるという観点から、近年、国及び他の地方公共団体の支給月数と大きく異なることがあっても本県の民間事業所の支給月数と同じ支給月数としてきており、本年も同様に取り扱うこととし、0.04月分引き上げることとした。

**(5) 勧告の内容**

- ア 月例給について
- ・給料表の改定を見送り
  - ・その他の諸手当も同様に据置
- イ 特別給について
- ・期末手当の支給月数の0.04月分引き上げ（2.41月分→2.45月分）
  - ※平成22年 6月期：1.11月分（変更なし） 12月期：1.30月分→1.34月分
  - ※平成23年 6月期：1.13月分 12月期：1.32月分
  - ※特定幹部職員、再任用職員等についてもこれに準じた引上げ
- ウ 実施時期
- ・平成22年12月1日実施

**(6) 提言事項**

- ア 給与制度関係
- (ア) 給与制度の見直し
- ・時間外勤務手当の算定方法については、県内民間の実態を踏まえつつ、国及び他の地方公共団体の措置状況を勘案し、本県において月60時間の時間外勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務時間を含めることとし、平成23年度から実施
  - ・教育職給料表の一本化について、現在、小中学校と高等学校等に分かれている給料表の一本化に向けて、その課題を解消するための方法を幅広く検討し、早急に必要な措置を講じるよう任命権者に強く要請
  - ・教員の手当等について、国の見直しの趣旨を踏まえながら検討の上、対応することが必要
  - ・研究職給料表について、職務に応じた職位や給与の在り方について整理するなど任命権者での検討結果を踏まえて対応
  - ・現行の給料表は、行政職2級（主事級）相当と3級（係長級）相当及び行政職5級（課長補佐級）相当と6級（課長級）相当で、昇任・昇格に伴う給与額の引上げが十分に行われない構造となっている。このため、本県の民間事業所従業員の役付手当の状況等について本県独自に調査し、その結果に基づき分析・検討した結果、ここ2年労使が行ってきた職務の級ごとの公民比較結果を重視した給料表の級別改定では必ずしも職位に照らした給料月額とはならないことから、給料表構造については国の俸給表構造を基本とし、現行の給料表構造を是正することが必要
  - ・公民給与比較における役職対応関係について、納税者である県民に理解・納得される公民給与比較の在り方について、引き続き慎重に判断
- イ 人事管理関係
- (ア) 仕事と家庭生活の両立支援
- ・本年、育児休業の取得要件の緩和など、仕事と家庭生活の両立支援のための制度改正を実施
  - ・育児や介護に関する諸制度については、職員が積極的に利用するための周知と職場環境づくりが重要
- (イ) 時間外勤務の縮減対策
- ・知事部局の「時間外勤務縮減に向けた全庁的運動」及び他の任命権者のこれに倣った取組により、着実に時間外勤務縮減の成果が上がっているところであるが、労働基準法の趣旨を踏まえて、適切な時間外勤務縮減に引き続き取り組むことが必要
- (ウ) 労働災害の防止
- ・労働安全に関する各種規制の遵守状況について、各職場自ら確認し、労働災害の防止に努めることが必要
- (エ) 職員の健康保持
- ・長期療養者に占める精神疾患の割合は依然高く、メンタルヘルス対策に取り組むことは引き続き重要
  - ・早期発見、適時・的確な対応が重要
- (オ) 高齢期の雇用問題
- ・国においては、定年延長に向けた制度見直しの骨格を示し、本年中を目途に成案を得て具体的な立法措置のための意見の申出を行うこととしている。
  - ・本県においても国の動向を注視しながら高齢期の雇用問題について検討することが必要
- (カ) 非常勤職員等の処遇及び障がい者の雇用
- ・地方公務員の非常勤職員等の育児休業制度については、法律で規定されている事項があるため、国の動向を注視していくことが必要
  - ・障がい者の雇用について促進するための諸課題について、引き続き検討をしていくことが必要

**3 勤務条件に関する措置の要求の状況**

勤務条件に関する措置の要求の件数（平成22年4月1日～平成23年3月31日）  
なし

**4 不利益処分に関する不服申立ての状況**

不服申立て件数（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

部局	分限処分			懲戒処分				計
	休職	降任	免職	戒告	減給	停職	免職	
知事	—	—	—	—	—	—	1件	1件



---

平成23年10月28日 印刷

**鳥取県人事行政の運営等の状況**

鳥取県総務部行財政改革局人事企画課

---